
令和3年 第100回(定例)神河町議会会議録(第2日)

令和3年3月3日(水曜日)

議事日程(第2号)

令和3年3月3日 午前9時開議

- 日程第1 第52号議案 令和3年度神河町一般会計予算
第53号議案 令和3年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
第54号議案 令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
第55号議案 令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
第56号議案 令和3年度神河町介護保険事業特別会計予算
第57号議案 令和3年度神河町土地開発事業特別会計予算
第58号議案 令和3年度神河町訪問看護事業特別会計予算
第59号議案 令和3年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
第60号議案 令和3年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
第61号議案 令和3年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
第62号議案 令和3年度神河町水道事業会計予算
第63号議案 令和3年度神河町下水道事業会計予算
第64号議案 令和3年度公立神崎総合病院事業会計予算
- 日程第2 承認第1号 第2次神河町男女共同参画推進計画の策定の件
- 日程第3 承認第2号 神河町第3次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の策定の件
- 日程第4 承認第3号 神河町土地利用計画の策定の件
- 日程第5 承認第4号 第3期かみかわ教育創造プラン(神河町教育基本計画)の策定の件
- 日程第6 承認第5号 神河町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定の件
- 日程第7 承認第6号 神河町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 第52号議案 令和3年度神河町一般会計予算
第53号議案 令和3年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
第54号議案 令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
第55号議案 令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
第56号議案 令和3年度神河町介護保険事業特別会計予算
第57号議案 令和3年度神河町土地開発事業特別会計予算
第58号議案 令和3年度神河町訪問看護事業特別会計予算
第59号議案 令和3年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算

住民生活課長	高木 浩	会計管理者兼会計課長
住民生活課参事兼防災特命参事		山本 哲也
	平岡 民雄	病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員
地域振興課長	多田 守	井上 淳一郎
地域振興課副課長兼農林業特命参事		教育課長兼給食センター所長
	前川 穂積	藤原 美樹
ひと・まち・みらい課長		教育課参事兼社会教育特命参事
	藤原 登志幸	高橋 宏安

午前9時00分開議

○議長（廣納 良幸君） おはようございます。ただいまより再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、第100回神河町議会定例会の第2日目の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程に入る前に、欠席届が出ております。春名事務長から、県要請の公務出張により、また、長井税務課長からは確定申告事務により欠席届が出ておりますので、御報告申し上げます。

日程に入ります。

日程第1 第52号議案から第64号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第1、第52号議案から第64号議案、令和3年度各会計予算を一括議題といたします。

町長の所信表明並びに第52号議案、令和3年度神河町一般会計予算について、提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 記念すべき第100回神河町議会定例会の開会に当たり、令和3年度の予算並びに諸議案の御審議に併せて、町政に対する所信の一端をここに申し述べ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

新年度を迎えるに当たりまして、改めて、これまでの町政課題への諸施策の取組による町政運営に対し、町民の皆様をはじめ、職員、議員の皆様、そして各方面の皆様の絶大なる御理解、御協力を賜り、進めることができましたことに心より感謝申し上げます。

新年度におきましても、基本政策である、1、安心して暮らせるまちづくり、2、みんなが活躍できるまちづくり、3、未来に希望が持てるまちづくり、4、越知川名水・銀の馬車道・高原の3つのエリアを中心とした事業推進を基本に、力を注いでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息と疲弊する地域経済の回復、低下を危惧する地域力（地域コミュニティ）の回復と持続化に全力で取り組んでまいります。引き続き、皆様方の御指導、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、国の動向についてであります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響下での経済対策は、国民の命と暮らしをしっかりと守り、ポストコロナの新たな時代における民需主導の持続的な成長軌道の実現を目指すものとされ、1つ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、早急な終息、2つ、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、3つ、防災・減災、国土強靱化の推進など、安全・安心の確保を3つの柱とし、ワイズスペンディングの下、民間投資を呼び込むなど、民需主導の成長軌道につながる対策を重点的に取り組むとされています。

そのような経済情勢の中での令和3年度の国の予算案は、3つの柱の下、いわゆる15か月予算の考え方により、令和2年度第3次補正予算と令和3年度当初予算とを一体的に編成し、切れ目なく万全の財政施策を実行するものです。

令和3年度地方財政対策については、1つ、一般財源総額の確保。新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税等が大幅な減収となる中で、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで実質前年度を0.2兆円上回る6.2兆円を確保。また、地方交付税においては、国の加算など原資を最大限確保することにより、総額について前年度を0.9兆円上回る17.4兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の増加額を可能な限り抑制することとされています。

2つ、地域デジタル社会推進費の計上。デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するために、新たに地域デジタル社会推進費0.2兆円を計上。

3つ、防災・減災、国土強靱化の推進。緊急自然災害防止対策事業費の対象事業を拡充し、事業期間を5年間延長。緊急防災・減災事業費についても同様に対象事業を拡充し、事業期間を5年間延長するものとなっております。

次に、神河町の財政状況について申し上げます。

令和元年度決算において、財政の健全性を示す健全化判断比率のうち、実質公債費比率については、平成30年度から0.5ポイント下回り15.8%、財政構造の弾力性を示す経常収支比率については、1.6ポイント上昇し96.6%となりました。両比率とも依然として類似団体より高い水準で推移し、一般財源が減少していく中で年々上昇幅が大きくなってきており、一段と財源に余裕がなくなっています。特に、実質公債費比率は、平成26年度、平成25年決算ベースであります。18%未満となって以降、徐々に上昇してきており、今後はますます合併特例債や過疎債の元金償還額が増額することから、比率は、令和10年度、令和11年度には18%に近づく見通しとなっております。

さらに、一般会計の財政調整基金の年度末残高は11億3,160万2,000円で、前年度末残高から1億713万3,000円の減少、財政基盤の脆弱化が顕著になってきて

います。今後を見通しても、国勢調査による人口がますます減少していくことなどにより、町税、普通交付税をはじめとした一般財源収入額が確実に減少していくことから、現状の予算総額、そして一般財源額を確実に縮小していくことにより、安定した財源確保の実現と健全な財政環境に改善していかなければなりません。

現在、標準財政規模50億円から大きく膨れ上がった予算総額を財政の健全化が図れた平成25年度の歳出決算額ベース程度までに縮小していくことと併せて、財政調整基金に頼らない、そして過度に地方債に依存しない予算編成を基本に据え、安定した持続可能な財政運営を確立していきたいと考えております。

次に、町政運営の基本方針について申し上げます。令和3年度の町政運営につきましては、引き続き第2次神河町長期総合計画の基本構想及び前期基本計画の内容を踏まえ、1、安全・安心のまちづくり、2、交流から関係、そして定住、3、子育て環境の充実、4、山林・農地の活用による雇用の創出、以上の推進に全力で取り組んでまいります。

また、第2次神河町行財政改革大綱の基本である、将来にわたって持続可能な神河町をつくり上げるため、次年度以降の予算総額の縮小と財政負担の平準化に向け、今後の施設維持管理の方針を示した神河町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の更新、統廃合による適正配置に係る協議を地域住民の皆さんの御意見も伺いながら進めてまいります。特に、粟賀小学校の跡地活用につきましては、住民の皆様からの要望が多かった公園と図書室機能を持った施設整備、地域のにぎわいを創出する収益施設整備を実施していただける事業者の募集を実施してまいります。

町長就任以来、私が基本としております町民の皆様一人一人との意見などを大切に町政の推進を図ることで、町民の皆様常に町政に関心を持っていただくとともに、自分たちこそがまちづくりの担い手であるという意識を持っていただけるよう努めてまいります。そして、引き続き、「ハートがふれあう住民自治のまち」の実現に向けて、「ハートが安らぐまちづくり」、「ハートが賑わうまちづくり」、「ハートが繋がるまちづくり」を基本とし、町民の皆様とともに「大好き！私たちの町 かみかわ」をしっかりと共有し、町政運営に取り組んでまいります。

次に、令和3年度の予算編成の基本的な考え方について申し上げます。

令和3年度の一般会計当初予算の総額は、対前年度比4億5,500万円、5.5%減の77億6,000万円の予算案を編成いたしました。

歳出につきましては、これまで実施してきました教育・子育て・若者定住施策を中心に、子育て世代への支援、加えて、高齢者福祉をはじめ、地域経済の活性化、町民の安全安心のための様々な事業予算など、引き続き町民生活に必要な行政サービスの経費については、確実に予算を計上したところであります。引き続き、第2期の神河町地域創生事業をはじめ、効率的な財源充当の下、計画的に実施可能なものを事業化し反映しながら、予算総額の縮小を図ったところです。また、各区からの要望事業予算も引き続き計上いたしました。

また、国の令和2年度第3次補正予算の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を積極的に活用し、新型コロナウイルス感染症、地域経済に対応した事業を計上いたしました。

歳入につきましては、町税、普通交付税ともに令和2年度決算見込額を基本に見込んでおりますが、不足する一般財源については、基金の繰入金や地方債などにより、財源確保を行ったところです。

本予算の執行に当たりましては、効果的、効率的な予算の執行及び管理に努めてまいります。

次に、主要施策の取組についてでございます。

これから御審議をいただきます令和3年度当初予算案は別冊のとおりでございますが、ここでは、最重点施策の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、神河町地域創生事業と、第2次神河町長期総合計画の6つの基本目標に沿って、その主な概要を説明いたします。

重点施策。まずは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業でございます。新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息と疲弊する地域経済の回復、低下を危惧する地域力（地域コミュニティ）の回復と持続化に全力で取り組み、住民の皆様の笑顔と元気を取り戻し、未来に希望を持って安心して暮らせるまちづくりに努めます。

次に、神河町地域創生事業でございます。第1期の地域創生総合戦略における人口目標は、国勢調査ベースで、令和2年、1万800人としていましたが、速報値では1万632人となり、人口減少が進んでいる結果となりました。第2期総合戦略においては、第1期で効果があった各種住宅施策や移住定住施策を継続し、検証で明らかになった課題も含め、4つの基本項目、1、「豊かな自然を活かし、安定した仕事を創造する」、2、「地域の魅力を高め、交流から定住へとつなげる」、3、「希望をもって結婚・出産・子育てできる社会を実現する」、4、「安心して過ごせる豊かな暮らしを創造する」を継承しながら、人口減少の中でも、きらりと光るまちづくりを進めてまいります。

その基本的な取り組み方向は次のとおりであります。

基本項目1つ目、「豊かな自然を活かし、安定した仕事を創造する」では、本町の地域特性である清流や高原といった豊かな自然環境、大都市からもアクセス良好な優位性を生かし、引き続き農林業や商工業の維持・発展・強化を図るとともに、魅力ある観光地づくりや新規創業支援や企業誘致を積極的に推進します。

基本項目2つ目の「地域の魅力を高め、交流から関係、そして定住へとつなげる」では、大学連携、木造インターンシップや田舎暮らし体験など、様々な地域づくり活動に参加される方に向け、町の魅力を伝え、関係人口として地域づくりの担い手に発展できるよう努めてまいります。また、情報発信を進める中で移住促進を図るとともに、定住後の相談業務なども推進します。

基本項目3つ目の「希望をもって結婚・出産・子育てできる社会を実現する」では、

第1期総合戦略で効果のあった若者世帯向け各種住宅施策を継続して取り組むとともに、縁結び事業の推進を図ります。また、出産・子育てしやすい環境づくりとして、就労と子育てが両立できる環境整備やファミリーサポート事業の再開、病児・病後児保育サービスの実施などにより、安心して子育てできる環境整備に努めます。

基本項目4つ目の「安心して過ごせる豊かな暮らしを創造する」では、人口が減少していく中、2040年には8,000人台、2060年には6,000人台になることを想定し、昨年策定された兵庫2030年の展望にある基本方針、1、「未来の活力」の創出、2、「暮らしの質」の追求、3、「ダイナミックな交流・還流」の拡大を踏まえ、地域を維持できるまちづくりを目指します。病院や買物など、日常生活における移動手段の確保を図るため、専門家を招聘しアドバイスを受けながら検討を進めます。

次に、第2次神河町長期総合計画の3つの基本的な考え方と基本目標（6つの柱）についてでございます。

まず、1つ目の基本的な考え方の「ハートが安らぐまちづくり」での基本目標第1は、「郷土を愛し、次世代を担う人材を育てる」でございます。

本町の出生数は、平成27、28年に一時増加傾向となったものの、それ以降、減少傾向に転じています。この間の支援策の総括を通し、より効果的な施策を見極めながら、安心して子どもを産み、子育てできる環境づくりに向け、引き続き総合的な対策を進めてまいります。

妊娠から子育て期にわたるまでの包括的なサポートでは、子育て世代包括支援センターでの切れ目のない支援の充実を図ってまいります。念願でありました病児・病後児保育につきましては、公立神崎総合病院内に神崎郡3町による神崎郡病児病後児保育施設整備が完了し、3月1日、オープンしております。本日も2名の利用があると報告を受けております。今後、病院とも連携した取組を進めてまいります。

保育所や幼稚園での幼児教育につきましては、国の施策である幼児教育・保育の無償化の確実な実施と併せ、引き続きニーズに応じた質の高い保育や教育の提供に努め、充実を図ってまいります。

学校教育につきましては、第3期かみかわ教育創造プラン（令和3年から6年度）がありますが、それを基本とし、神河町の教育をめぐる現状と課題を踏まえ、実施・検証を見通した「ふるさとを愛し心豊かで自立する、神河の人づくり」を基本に、よりよい教育環境の充実と知・徳・体の調和の取れた教育の推進に努め、ふるさと神河への愛着と誇りを持った心豊かな人材を育ててまいります。

また、国の施策、GIGAスクール構想については、学校通信ネットワーク環境整備を通じて本格的な運用に取り組んでまいります。

学校の適正規模・適正配置につきましては、越知谷小学校・幼稚園が、昨年4月1日から神崎小学校・幼稚園へ統合となりました。次に、長谷小学校については、今後の方向性について、地域・PTA・学校・行政を交え、協議を継続してまいります。

なお、越知谷小学校・幼稚園の閉校・閉園及びやまびこ学園閉園式につきましては、今週3月6日、土曜日に執り行われます。

学校給食につきましては、地産地消の下、地域の食材を活用し、栄養バランスの取れた安全・安心な給食の提供をまいります。

神河町の将来を担う青少年の健全育成では、青少年補導委員会を中心に、関係機関の連携協力の下、その活動の充実強化を図ってまいります。

神河町の文化財を活用した地域づくりについて、引き続き推進していくとともに、町史編さんを重要施策と位置づけ、神河町らしい特色のある町史の作成を町制20周年の令和7年の完成を目指し取り組んでまいります。

コロナ禍の中で、開催中止、延期、縮小等が多かった生涯教育や芸術・文化の振興につきましては、コロナ以降の事業の在り方を踏まえ、公民館を拠点に要望やニーズに沿った教室を設け、引き続き学習機会を提供し、一般公演についても町民の皆様喜んでもらえる内容を検討しながら開催してまいります。

社会教育・社会体育施設につきましては、各施設の運営に支障を来さないよう配慮しながら、住民の皆様健康づくりの拠点として利用していただけるよう、適切な維持管理に努め、さらに各種教室やスポーツ大会の開催を通じたスポーツの振興にも取り組んでまいります。

基本目標の第2は、「安心して暮らせる環境をつくる」（地域福祉、高齢者福祉・介護、障害者福祉、健康・医療）であります。

本町においては、人口減少と少子高齢化が進み、令和3年1月末時点において、65歳以上の人口は4,076人で、総人口に占める割合は前年比0.5ポイント増の36.7%に達し、超高齢化がますます進行しております。引き続き、何歳になっても元気で暮らせるよう、地域住民との連携・支え合いを基本とした福祉・保健・医療の充実を図りながら、健康長寿のまちづくり、そして、誰もが安全・安心を感じられる地域社会の実現に向けた各種の施策を実施してまいります。また、コロナ禍の中で高齢者の社会参加の機会が減り、体力が減退するなどのフレイル（虚弱）が危惧され、地域力の回復と併せた対策を早急に取り組んでまいります。

支庁舎での総合窓口サービスと保健福祉サービスにつきましては、より一層、町民の皆様満足していただけるように充実してまいります。

高齢者の暮らしを支えるための取組につきましては、介護予防教室の開催、老人クラブ活動・地域住民グループ活動への支援、人生いきいき住宅助成事業などの施策を継続して実施してまいります。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により活用できなかった、公立神崎総合病院の新北館1階の多目的スペースを利用しての集いの場を、誰でも安心して気軽に立ち寄れる場として、週一、二回、認知症カフェや集いの場サロンなどを開催してまいります。

国民健康保険事業につきましては、より一層の健全な運営を図りながら、国民健康保

険被保険者の健康を保持・増進するためのより効果的な保険事業に取り組んでまいります。

介護保険制度における介護予防・生活支援につきましては、引き続き総合事業の取組の中で、援護を必要とする方のニーズを把握しながら、介護予防・生活支援サービスを提供するとともに、認知症高齢者に対する地域での見守りや相談等にしっかりと取り組んでまいります。神河町社会福祉協議会に委託している生活支援コーディネーター業務での地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けて、社会福祉協議会と協力しながら、定期的な情報の共有・連携強化の場としての生活支援協議体の未設置の区へ、引き続き設置に向けた働きかけを積極的に進めてまいります。

地域包括ケアシステムの推進につきましては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、町と関係者間の連携・協力の下、より適切な支援・サービスを提供していくために、引き続き在宅医療・介護連携推進協議会における3つの部会で協議、検討した具体策を段階的に実施してまいります。また、神崎郡内3町と神崎郡医師会の連携による在宅医療・介護連携支援センターを公立神崎総合病院に設置し、事業を展開してまいります。

障害者福祉の取組につきましては、障害福祉計画に基づき、個々のニーズに対応した自立支援給付や地域生活支援等の福祉サービスの提供に当たってまいります。また、神河町社会福祉協議会による社会福祉充実計画に基づいた障害者の活動や交流拠点施設として「ひと花」と、公立神崎総合病院北館1階の「集いの場」、そして、民間による施設整備への支援、適切なサービスの利用を進めてまいります。

福祉医療の充実につきましては、引き続き高校生等までの医療費を無償化し、保護者の負担軽減を図ってまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、広域連合と連携しながら、適正な実施に努めてまいります。

町民の皆様の健やかな生活を支える保健・医療の取組につきましては、公立神崎総合病院と連携しながら、町民自らの自主的な健康づくりに取り組む意識の形成を図るとともに、町が実施する健康づくりポイント事業や健診への参加者の増加を図ってまいります。また、町ぐるみ健診（特定基本健診）において個々の健康状態を把握するとともに、がん検診等による多くの住民のがんや特定疾病の早期発見、早期治療につなげ、住民の皆さんの健康保持・増進を図ってまいります。

住民の皆様の救急事態に備え、その応急措置に必要となるAEDについて、各区の拠点施設である集会所等への購入等の補助制度の活用を推進していきます。

公立神崎総合病院につきましては、新北館を拠点に、地域の医療を担う中核病院として、引き続き医療体制、特に医師確保に努めるとともに、診療機能の質的向上を図ってまいります。また、中期経営計画、公立神崎総合病院改革プランに基づき、患者の皆様へのニーズに応えられる病院づくりのため、喫緊の課題である健全経営に向け、昨年設置

いたしました経営改善対策本部において危機意識を共有しながら、病院と行政が一体となって経営改善・改革に本腰を入れて取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症による様々な影響については、ワクチン接種に向けた組織体制の整備に万全を期すとともに、国の令和２年度第３次補正予算の地方創生臨時交付金を積極的に活用し、新型コロナウイルス感染症、地域経済に対応した事業を令和２年度の補正予算と一体的に計上し、住民の皆様が安心して暮らせる環境を整備してまいります。

基本目標の第３は、「美しく安全なまちを築く」（自然環境・地域景観・生活環境・地域情報基盤、防災、防犯・交通安全）でございます。

神河町の恵まれた美しい山・川・田畑の自然環境、そして、そこに住む人々の地域や生活などあらゆる環境の保全、活用を図ってまいります。特に、森林の保全につきましては、県民緑税活用事業とともに、森林環境譲与税を財源とした森林の整備に引き続きしっかりと取り組んでまいります。

次期ごみ処理施設の整備については、神崎郡３町と事務組合において新施設の建設候補地としていました福崎町田口区を断念後、市川町浅野区を新たな候補地として選定し、施設建設受入れに御理解をいただけるよう取り組んできたところ、昨年１１月、その受入れが承認されました。今後は、浅野区と中播北部行政事務組合及び神崎郡３町の間で建設に係る合意がされる予定です。引き続き地域の皆様の御理解をいただきながら、施設建設に向けて取り組んでまいります。

地球温暖化対策については、温室効果ガスの排出量を削減するため、住民一人一人がエコな取組を実践し、地球温暖化対策に資することを目標としたクールチョイス宣言を核とした取組を進めてまいります。本年度は、住民・地域・事業所がクールチョイスに取り組む指針となる地球温暖化対策実行計画（区域施策編）ではありますが、その策定と併せて、カーボンゼロ、エネルギーの地産地消を目的とした地域再生可能エネルギー導入等戦略支援事業、そして、普及啓発のローカルSDGs推進事業を予算計上し、特にSDGsへの貢献としての１７の目標の１つ、「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」を神河町の一丁目一番地として取り組んでまいります。

また、生ごみの減量化についても、コンポスト導入による生ごみ減量への啓発・周知を図りながら、収集ごみの減量化を推進してまいります。

集落に点在している老朽化した危険な空き家等につきましては、引き続き略式除去、除却費用補助等の制度により進めてまいります。

水道事業につきましては、経営戦略に基づいた施設の管理運営に取り組むとともに、簡易水道と上水道との統合による機械類の更新、そして、老朽化した管路の耐震化を引き続き実施してまいります。下水道につきましては、経営戦略に基づいた施設の運営管理に取り組んでいくとともに、施設の効率化と維持管理コストの削減を目的とした施設の統廃合・長寿命化を進めてまいります。

神河町のCATV、高速インターネットにつきましては、引き続きサービスの充実と適切な運営管理に努めてまいります。

消防・防災につきましては、近年多発している自然災害に備え、地域の防災力を高めるとともに、災害警戒体制の強化を図ってまいります。特に、河川水位の監視強化のための水位計の更新と監視カメラの設置運用について、引き続き取り組んでまいります。また、地域防災の要として、町民の生命と財産を守るという大きな使命を担っている消防団のさらなる防火防災体制を強化していくとともに、初期消火活動に必要な消防施設設備の整備や、消防団員が安心して活動できるための装備備品の充実を進め、あわせて団員の確保に努めてまいります。現在運用中の防災行政無線につきましては、迅速で正確な情報伝達に努めてまいります。

地域における夜間の防犯対策につきましては、町の基本施策である温室効果ガスCO₂削減を基本に、各区の防犯灯のLED化を進めており、引き続きLED電球への切替えに係る補助金を予算化するとともに、防犯カメラの設置を進め、犯罪の抑止・防止に努めてまいります。

次に、2つ目の基本的な考え方、「ハートが賑わうまちづくり」での目標第4は、「人が行き交い、出会うまちを創造する」（土地利用、道路・交通、交流、定住促進）でございます。

人口減少が続いている本町にとって、地域コミュニティの低下による地域の活力維持が最大の課題となっています。現在神河町に住んでいる若者に将来にわたっても住み続けてもらわないと、地域の崩壊・消滅につながっていくおそれがあります。結婚しても町内に住んでもらうことが一番であり、これまで強力に推進してきました若者定住施策の継続と併せ、新たな事業への転換を模索しながら、若者定住への支援を引き続き実施してまいります。

まずは、神河町に住み続けておられる住民の皆様引き続き住み続けていただくための施策展開、サービス提供に努めてまいります。その中でも、住宅環境の整備や公共交通、そして道路・橋梁のインフラの基盤整備は重要な課題であり、それらの施設・設備の改修や適切な維持管理により、一層の定住促進に努めてまいります。また、個人財産の保護や経済活動をより促進するため、町全域において地籍調査を継続して実施してまいります。

公共交通につきましては、町民の移動手段であるコミュニティバス運営において、4月から一部の路線で増便と運行中止、時間等の変更を行います。また、本年度は、高齢者や障害者等に優しく、利用しやすい運行形態への見直しを進めるため、専門家のアドバイスを受けながら、神河町の地形に合った運行形態を検討してまいります。

JRに関しましては、JR播但線利用者の利便性向上のため、JRへの要望活動を継続して行いました。特に長谷駅では、快速列車が導入されて以降、地域を挙げて利用促進に努めていただいた結果、昨年1便の停車に続き、本年3月のダイヤ改正において

全列車が停車することになりました。地域の皆様の御尽力にお礼申し上げます。今後もさらなる利用促進に向け、長谷地域住民が一体となり策定された長谷駅利用促進計画に基づく支援を行ってまいります。

道路につきましては、町民生活の安全確保、区要望も含め、新過疎法による過疎対策事業債等を活用し、引き続き確実に進めてまいります。特に、町道作畑・新田線は辺地対策事業債の活用を基本に、早期完成に向け全力で取り組んでまいります。

橋梁につきましては、引き続き長寿命化修繕計画に基づいて、修繕工事を着実に実施してまいります。

住民生活道路である町道の除雪につきましては、緊急時の出勤への協力や連携の体制整備を図り、凍結防止も含め、今後の積雪にしっかりと備えてまいります。

基本目標第5は、「魅力と活力の産業を育てる」（農林水産業、商工業、観光）でございます。

本町の豊かな自然や地域資源を生かした農林業・商工業の連携による6次産業化の推進による雇用の創出、そして、収量アップにつながる農業の実現による農業再生に向け、全力を注いでまいります。特に、基幹産業である農林業の振興については、昨年度コロナ禍で取り組んだスマート農林業をはじめとする省力化の取組を生かし、田園回帰を促し、若者の就業の場、農林業の持続化につなげていければと考えています。

仕事づくりにつきましては、起業や創業に対しての支援、企業誘致の促進による働き場の確保、新たなかみかわブランドの発掘やそのPRなどを引き続き展開してまいります。また、峰山高原リゾートホワイトピーク及びグリーンピーク、また、道の駅「銀の馬車道・神河」を拠点に町内観光施設へのさらなる誘導、波及効果の拡大に向け、観光協会、商工会はじめ、日本遺産「銀の馬車道 鉦石の道」の沿線自治体と連携しながら取り組んでまいります。

なお、4シーズン目を迎えましたスキー場ホワイトピークの入り込みは、2月末で4万7,500人と伺っております。

農業につきましては、町農業委員会と神河町地域農業再生協議会とが協調しながら、農業の活性化と再生に引き続き力を注いでまいります。また、主食米以外の生産拡大や新規就農者・農業経営法人化への支援、人・農地プラン策定への支援、米安全確保対策など、あわせて有害鳥獣である猿・鹿・イノシシの捕獲対策の一層の強化を図りながら、安全で良質な農産物の生産拡大並びに農地保全の取組を引き続き積極的に展開してまいります。

林業の活性化と再生につきましては、森林管理100%事業による計画的な搬出間伐と作業道開設とともに、森林環境譲与税の財源を活用し、間伐や搬出等の森林施業に対する町独自の補助事業を拡充しながら、一体的に森林整備を実施してまいります。あわせて、若者世帯の住宅取得及びリフォームの補助事業の町内加算の補助金も継続し、地域内循環を促進してまいりたいと考えております。また、早生樹種であるセンダンの育

成、そして紙幣の原料となるミツマタの生産、出荷等引き続き取り組んでまいります。

水産業の活性化と再生につきましては、漁業組合や漁業者、NPO団体等が行う新たな取組への支援を行うとともに、関係者と連携しながら一体的に推進してまいります。

本町は、兵庫県のほぼ中央に位置し、京阪神から約1時間30分、姫路から40分と良好なアクセス環境にあります。四季を通した魅力あふれる神河町を町ホームページ、観光ナビにより、これまで以上に町内外へ強力にPR・発信していきながら、観光交流人口100万人を目標に、観光交流センターを拠点に、観光協会、観光施設指定管理者、行政、そして関係する事業者と連携しながら、引き続き全ての世代の方々に行ってみようと思える神河町を目指すとともに、にぎわいを創出してまいります。また、一般社団法人観光協会による観光産業の育成と新しい事業を取り入れながら、地域に根差した活動を支援してまいります。

観光の核となる峰山高原リゾートホワイトピーク及びグリーンピーク、そして道の駅「銀の馬車道・神河」のブランド強化はもちろん、さらなる知名度アップに取り組んでまいります。また、年間を通した利用促進におきましても、引き続き指定管理者等と連携し、充実した施設の活用プログラムにより付加価値を高め、より効果のある方策や手段を取りながらPR活動や情報発信を進め、集客に努めてまいります。さらに、今後の施設整備や来場者への対応につきましては、毎年検証し、関係者間で協議・検討しながらよりよい施設となるよう進めてまいります。

神河のにぎわいづくりにつきましては、越知川名水エリア、銀の馬車道エリア、大河内高原エリアの3つのエリアにある観光施設・資源を最大限に生かしながら、それぞれの施設においての独自のサービス向上を図り、より魅力ある観光地・施設として町内外へ発信してまいります。

次に、基本的な考え方3つ目の「ハートが繋がるまちづくり」での第6は、「安定した持続可能なまちを実現する」（人権、住民参画、コミュニティ、行財政）でございます。

「人権尊重のまち」宣言を基本に、全ての方が幸せになるために、神河町部落差別の解消の推進に関する条例に基づき、引き続き毎月11日は「人権を確かめる日」の啓発、PR活動を推進し、誰もが人として尊重されるまちづくりに取り組んでまいります。

町長懇談会については、昨年引き続き行政ブロック単位で開催し、集落が抱える喫緊の課題や、町としてぜひ共有しておかなければならない課題等についての貴重な意見を今後のまちづくりに生かしてまいります。

まちづくりの指針となる第2次神河町長期総合計画については、町民の皆様との協働の下、検討・協議を重ね、つくり上げてきました。この計画の実施に当たっても、町民の皆様との参画の下、取り組んでいくこととしております。あわせて、住民・地域・企業等との連携の下、新たに更新した男女共同参画推進計画の実現に努めてまいります。

情報発信につきましては、町民の皆様により分かりやすい広報づくりに努めるとも

に、町ホームページやSNSなど、様々なツールを活用した情報発信を充実してまいります。引き続き、町内外に町政やイベントなどの情報を適時適切に発信し、町民の皆様の生活に有用な情報提供に一層努めてまいります。

町民の皆様から納付いただいております町税につきましては、的確な課税客体の把握により、公平公正な課税を行ってまいります。また、適切な滞納処分を行うとともに、特別徴収月間での徴収強化の取組による徴収率をアップしてまいります。

住民サービスにおいては、コンビニエンスストアにおいて、マイナンバーカードを利用しての住民票・印鑑証明・戸籍証明等の取得、そして、コンビニエンスストア及びクレジットカードでの町税や上下水道料金の納付ができるように利便性の向上を図ってまいります。マイナンバーカードの普及率はまだ低い状況ではありますが、引き続き町民の皆様のマイナンバーカードの取得促進に力を注いでまいります。

また、国が推進する自治体DX推進計画（デジタルトランスフォーメーション）、自治体デジタル化に沿い、引き続き行政IT化の推進及び行政手続の見直しに取り組んでまいります。

ふるさとづくり応援寄附金につきましては、貴重な自主財源であることから、より一層の普及とPRを行い、返礼品を充実しながら積極的に取り組んでいくとともに、頂いた寄附金を有効に活用してまいります。

現在の町行政におきましては、自らの判断と責任において、その事態の解決に向け、神河町にとって意義あることを的確に見定めながら、政策の自己決定・自己責任による行財政運営を行っていかねばなりません。そのためには、神河町の将来と住民の視点を第一に、住民目線で考える職員を育てていく必要があります。そのために必要な研修は、その時々に応じタイムリーに確保・提供しながら、職員一人一人の能力向上や育成、モチベーションアップを図るとともに、組織力の向上につなげてまいります。

町財政につきましては、総務省が示す統一基準による地方公会計の整備により、財政の見える化を進めてまいります。また、これからの財政運営については、財源確保の面から予断を許さない状況が続くことが推測されることから、第2次神河町行財政改革大綱に基づく実施計画の不断の取組とともに、公共施設等総合管理計画に基づく長寿命化・統合・廃止等の施設の適正な配置と維持管理により、財政負担の軽減と平準化を目指し、より一層の経費削減に努めつつ、事務の効率性を高め、無駄を減らしていくためのさらなる改革・改善に努め、計画的かつ効率的な行財政運営の町の実現を目指してまいります。

最後に、新型コロナウイルス感染症という危機の中でも、住民の皆様と一緒にコロナに負けることなく、コロナ危機を乗り越え、らせんを描くようにさらに高い位置に立てるように全力で取り組んでまいります。

そして、SDGsの理念である誰一人取り残さない精神を基本に、「恒久平和のまち宣言」を核とした神河町のまちづくり、「大好き！私たちの町 かみかわ」を町民の皆

様と共有し、町政運営に邁進してまいります。

以上をもちまして、令和3年度の予算に対する私の所信といたします。

次に、第52号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は令和3年度神河町一般会計予算でございまして、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものでございます。

予算書の1ページを御覧ください。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ77億6,000万円と定め、その歳入歳出予算の款項の区分・金額は、第1表歳入歳出予算によると定めております。前年度当初予算と比較して、マイナス5.5%、額にして4億5,500万円の減額でございます。

続きまして、歳入でございます。11ページをお願いいたします。

1款町税は、17億7,590万3,000円で、対前年度比マイナス1%、1,852万3,000円の減収と見込んでおります。

2款から10款までの地方譲与税、そして各県税の交付金と地方特例交付金は、前年度決算見込みを基本に、地方財政計画、そして県の配分見込みによりそれぞれ計上しております。

11款地方交付税は、30億600万円で、対前年度比マイナス2.9%、8,900万円の減額でございます。これは普通交付税の減額でございまして、前年度の交付額との比較ではマイナス11.6%、3億3,624万7,000円の減額となっております。

12款交通安全対策特別交付金は、220万円で、前年度と同額でございます。

13款分担金及び負担金は、3,410万6,000円で、対前年度比マイナス24.8%、1,127万5,000円の減額でございます。

14款使用料及び手数料は、1億7,653万円で、対前年度比マイナス0.6%、111万2,000円の減額でございます。

15款国庫支出金は、5億9,494万9,000円で、対前年度比2.8%、1,619万4,000円の増額でございます。

16款県支出金は、6億2,265万1,000円で、対前年度比マイナス11.7%、8,239万6,000円の減額でございます。

17款財産収入は、3,014万1,000円で、対前年度比9.5%、262万の増額でございます。

18款寄附金は、2,500万1,000円で、前年度と同額でございます。

19款繰入金は、1億2,567万2,000円で、対前年度比マイナス41.2%、8,806万3,000円の減額でございます。そのうち、財政調整基金繰入金は4,700万円で、対前年度比マイナス47.8%、4,300万円の減額でございます。

20款繰越金は、5,000万円で、前年度と同額でございます。

21款諸収入は、1億9,740万4,000円で、対前年度比マイナス1.5%、294万5,000円の減額でございます。

2 2 款町債は、7 億 3,040 万円で、対前年度比マイナス 20.4%、1 億 8,760 万円の減額でございます。

続きまして、歳出でございます。12 ページをお願いいたします。

1 款議会費は、8,218 万 2,000 円で、対前年度比マイナス 5.2%、447 万 8,000 円の減額でございます。

2 款総務費は、11 億 9,058 万 3,000 円で、対前年度比 6.4%、7,116 万 9,000 円の増額でございます。

3 款民生費は、14 億 8,519 万 5,000 円で、対前年度比マイナス 1.7%、2,572 万 9,000 円の減額でございます。

4 款衛生費は、15 億 3,982 万 8,000 円で、対前年度比マイナス 1.7%、2,599 万 3,000 円の減額でございます。

5 款農林水産業費は、5 億 6,507 万 6,000 円で、対前年度比マイナス 10.1%、6,340 万 4,000 円の減額でございます。

6 款商工費は、2 億 6,460 万円で、対前年度比マイナス 17.5%、5,623 万 6,000 円の減額でございます。

7 款土木費は、5 億 3,510 万 5,000 円で、対前年度比マイナス 22.5%、1 億 5,569 万 1,000 円の減額でございます。

8 款消防費は、2 億 8,135 万 4,000 円で、対前年度比 9.8%、2,502 万 6,000 円の増額でございます。

9 款教育費は、8 億 2,938 万 9,000 円で、対前年度比マイナス 21.0%、2 億 2,051 万 4,000 円の減額でございます。

10 款公債費は、9 億 7,668 万 7,000 円で、対前年度比 0.1%、85 万円の増額でございます。元金償還金が、9 億 1,547 万円、利子償還金が、6,120 万 9,000 円、公債諸費が、8,000 円でございます。

12 款予備費は、1,000 万円で、前年度と同額でございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。アクリル板がございますのでマスクのほうを外させていただきます。それでは、第 52 号議案、令和 3 年度神河町一般会計予算につきまして詳細説明をいたします。9 ページから 10 ページでございます。第 2 表地方債でございます。なお、地方債につきましては、120 ページに別添の資料と、その内訳を添付してございます。

1、臨時財政対策債は、限度額 3 億 2,600 万円で、国の地方交付税の財源不足を補

うために発行する赤字地方債でございまして、その元利償還金は100%後年度の普通交付税に算入されるものでございます。

2、交通安全施設等整備事業は、限度額900万円で、地域住民の安全確保のためガードレールを新設するもので、過疎債でございます。

3、過疎地域自立促進特別事業は、限度額5,500万円で、過疎債のソフト事業で医師確保対策や起業支援等に係るものでございます。

4、庁用車購入事業、限度額390万円で、地球温暖化対策として、CO₂の削減のため、低燃料費ハイブリッド車両の購入に係るものでございます。地域活性化事業債でございます。

5、庁舎整備事業は、限度額660万円で、本庁舎の非常用発電設備の更新整備工事の設計に係るものでございまして、緊急防災・減災事業債でございます。

6、病院機器整備事業は、限度額2,000万円で、医療機器の整備に係るもので、過疎債を発行し、病院出資金として支出するものでございます。

7、広域基幹林道開設事業は、限度額1,620万円で、千ヶ峰・三国岳線の事業費の県負担に対するものでございます。公共事業債でございます。

8、観光施設整備事業は、限度額1,500万円で、峰山高原施設内の道路整備に係るものでございます。過疎債でございます。

9、急傾斜地崩壊対策事業は、限度額810万円で、鍛冶区の対策事業費の県負担金に対するものでございます。公共事業債でございます。

10、道路整備事業は、限度額1億7,980万円で、町道作畑・新田線が5,000万円、町道峰山線が1,000万円、町道上越知1号線が800万円、町道西別1号線が1,200万円で、辺地債でございます。それから、町道冷田線が1,000万円、町道中茶屋線が1,200万円、その他の町道の改良及び維持工事を合わせまして15路線7,680万円で、過疎債でございます。

11、橋梁整備事業は、限度額3,790万円で、道路メンテナンス事業でございます。橋梁長寿命化修繕事業に係るものでございまして、過疎債でございます。

続きまして、12、河川水位計、監視情報システム整備事業は、限度額1,660万円で、水位状況の監視カメラ設置等のシステム整備に係るものでございまして、緊急防災・減災事業債でございます。

続きまして、13、消防施設整備事業は、限度額2,840万円で、防火水槽の設置、ポンプ自動車購入整備に係るものでございまして、緊急防災・減災事業債でございます。

続きまして、14、消防車両整備負担金事業は、限度額790万円で、神崎郡3町の管内で使用いたします消防車両の更新を行う姫路市消防局への負担金に対するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、第2表に記載のとおりでございます。以上によりまして、起債の限度額の合計を7億3,040万円と定めるものでござい

す。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により御説明をさせていただきます。13ページをお願いいたします。町税でございます。町税につきましては、説明資料の10ページから15ページのほうに掲載をいたしております。

それでは、1款町税、1項町民税、1目個人町民税は4億1,462万4,000円で、均等割1,955万4,000円、所得割3億9,006万4,000円、滞納分500万6,000円で対前年度比3,033万8,000円の減額でございます。

続いて、2目法人町民税でございます。6,011万9,000円で、対前年度比は713万9,000円の減額でございます。事業所218社、均等割2,582万9,000円、税割2,745万1,000円、滞納683万9,000円でございます。

2項固定資産税、1目固定資産税は、土地・家屋・償却資産に課税するものでございまして、11億9,878万7,000円と見込んでございます。対前年度比は2,064万2,000円の増額でございます。特に依存度の大きい関西電力の大河内水力発電所に係ります大規模償却資産につきましては、5億3,496万2,000円を見込んでございます。

続いて、3項軽自動車、1目環境性能割は175万3,000円、2目種別割は4,250万4,000円で、合わせまして4,425万7,000円、対前年度比21万6,000円の増額でございます。

4項町たばこ税は5,660万2,000円で、対前年度比174万4,000円の減額でございます。2年度の決算見込みを勘案しながら計上をいたしております。

14ページでございます。2款地方譲与税から15ページの10款地方特例交付金につきましては、令和2年度決算見込みを基本にしながら、地方財政計画、県の交付見込みを勘案して計上をいたしております。

10款地方特例交付金、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金でございます。地方税法の附則の規定による課税標準の特例により、都道府県及び市町村の固定資産税及び都市計画税が減少する場合には、当該減収額を補填するため、同法の附則第65条の規定に基づきまして交付されることとされたものでございまして、1,600万円を見込んでございます。内容につきましては、一般会計説明資料の14ページから15ページのほうに掲載をいたしております。

続いて、15ページをお願いいたします。11款地方交付税でございます。地方交付税は30億600万円で、対前年度比8,900万円の減額でございます。普通交付税につきましては25億5,600万円、特別交付税につきましては4億5,000万円でございます。

続いて、16ページをお願いいたします。13款分担金及び負担金、1項分担金、2目農林業費分担金、1節林業費分担金の50万円でございますが、町単独林道補修事業の受益者分担金でございます。地元管理の林道、作業道に係る分担金でございます。

続いて、3目土木費分担金、1節道路橋梁費分担金140万円でございます。町単独町道改良事業でございまして、区の要望によります根宇野地内の町道神明線、東柏尾地内の町道立石1号線の受益者分担金でございます。

続いて、2項負担金、1目民生費負担金、1節児童福祉費負担金のうち、寺前、神崎、管外の私立保育所の運営負担金、合わせまして1,128万7,000円、子育て家庭ショートステイ負担金3万円、神崎郡3町で運営をいたします病児・病後児保育に係る負担金として122万5,000円で、内訳につきましては、市川町が71万7,000円、福崎町が50万8,000円でございます。続いて、2節老人福祉費負担金でございます。97万4,000円は、養護老人ホームに入所されてございます4名の方の費用徴収金でございます。

続きまして、14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料は7,736万1,000円で、そのうちケーブルテレビの利用料は7,633万7,000円でございます。対前年度比114万7,000円の減額でございます。

続いて、17ページをお願いいたします。3目土木使用料、1節住宅使用料でございます。町営住宅5団地と定住空き家活用住宅、長谷地区にございます3戸、合わせまして3,105万9,000円でございます。

続いて、4目教育使用料、1節幼稚園使用料は、預かり保育19万4,000円で、幼児教育・保育の無償化によるものでございまして、対前年度比6万6,000円の減額でございます。続きまして、2節社会教育施設使用料でございます。学童保育クラブ施設使用料でございまして、605万円でございます。対前年度比は30万円の増額でございます。3節体育施設使用料、町民温水プール使用料1,250万円で、対前年度比が207万7,000円の減額でございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。2項手数料、1目総務手数料、2節徴税手数料において、コンビニエンスストアでの税証明等の交付につきまして25件3,000円を計上をいたしております。3節の戸籍住民基本台帳手数料におきましては、コンビニエンスストアでの住民票の交付として282件、5万6,000円を2年度の実績見込みにより計上をいたしております。

続きまして、18ページから25ページまでの……。

○議長（廣納 良幸君） 申し訳ない、黒田参事。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時40分といたします。

午前10時18分休憩

午前10時40分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

引き続き、詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事、お願いいたします。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。引き続きまして、アクリル板がございましたのでマスクを外させていただきます。

引き続きの説明の前に、大変申し訳ございません。予算の説明資料の33ページでございます。少し訂正がございますので、よろしく申し上げます。先ほど御説明を申し上げましたところの本庁舎施設修繕改修事業でございます、33ページの上から2番目のところでございます。財源の内訳の中に地方債部分が390万とございますが、誤りでございまして、660万のほうに訂正をお願いしたいと思います。説明資料。すみません、よろしくお願いをいたします。大変申し訳ございませんでした。おわび申し上げます。

そうしましたら、引き続きまして、詳細説明のほうをさせていただきます。18ページから19ページでございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金でございます、4億82万円で、対前年度比1,162万4,000円の増額でございます。寺前、神崎、管外の私立保育所の運営費負担金及び子育てのための施設等、幼稚園、4歳、5歳児の預かり保育の利用給付への交付金、そして、児童手当負担金など、社会保障施策に係りますところの充当する国の負担金の増額でございます。

続いて、19ページのほうをよろしく申し上げます。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は1億1,046万2,000円、対前年度比9,293万9,000円の増額でございます、令和2年度、国の3次補正による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金9,640万円を計上いたしております。引き続き感染対策、地域経済対策の事業に充当をしていくものでございます。

2目民生費国庫補助金645万8,000円で、地域生活支援事業補助金としまして596万2,000円でございます。これにつきましては、障害者総合支援法に基づきます障害福祉サービスであります手話通訳者の派遣、移動支援、日中一時デイサービス支援等の介護給付に対する補助金、社会資本整備総合交付金13万8,000円は人生いきいき住宅助成事業分でございます。続いて、2節でございます。児童福祉費補助金、幼児教育・保育無償化実施円滑化事業補助金35万8,000円は、幼児教育・保育の無償化の実施を円滑に推進するため支援されるものでございまして、採択基準額を定額補助、補助率10分の10でございます。

3目衛生費国庫補助金は206万7,000円で、1節保健衛生費補助金の健診結果利用活用に向けました情報標準化整備事業補助金60万5,000円は、健診情報を基幹システムに取り込むためのシステム改修に係るものでございます。緊急風疹抗体検査等事業補助金78万8,000円は、令和3年度までの間、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性を対象としまして実施をいたします風疹抗体検査に係るものでございまして、その費用の2分の1でございます。

続いて、4目土木費国庫補助金は7,052万9,000円で、対前年度比5,881万3,

000円の減額でございまして、1節道路橋梁費補助金の道路メンテナンス事業費補助金5,532万4,000円は橋梁長寿命化修繕事業に係るものでございまして、補助対象事業費の57.2%の補助でございまして、2節住宅費補助金のうち、社会資本整備総合交付金の定住促進739万6,000円は、若者世帯に係る家賃補助が111万7,000円、住宅取得支援が489万9,000円、住宅リフォーム支援が115万円、そして、空き家活用が23万円で、いずれも補助対象事業費の23%の補助でございまして、空き家再生440万円は、特定空き家等の除去、解体に係る費用の2分の1でございまして。

続いて、20ページをお願いします。5目教育費国庫補助金は225万1,000円で、対前年度比1,217万8,000円の減額でございまして、2節中学校費補助金で、要保護児童生徒援助費、へき地児童生徒援助費補助金で対象児童生徒がいないこと、3節社会教育費補助金において、文化財保存活用地域計画の策定が終わったことによる文化振興費補助金の減によるものでございまして。埋蔵文化財緊急発掘調査補助金160万円は、国指定に向けての福本遺跡の概要をより充実した内容とするための調査に係る補助金でございまして。

商工費国庫補助金、消防費国庫補助金は、該当がございませぬので、廃目でございませぬ。

続いて、20ページから21ページの2目民生費県負担金は、2億1,858万8,000円で、対前年度比79万1,000円の増額でございまして。国庫負担金と同様、寺前、神崎、管外の私立保育所の運営費負担金及び子育てのための施設等の利用給付への交付金、そして、児童手当など、社会保障施策に充当する県の負担分の増額でございまして。

続いて、2項県補助金、1目総務費県補助金は3,804万3,000円で、対前年度比933万4,000円の減額でございまして。1節総務管理費補助金のうち市町振興支援交付金1,274万9,000円は、従来の神河町から生野までの赤字路線への町補助に對しまして、バス対策補助金及びコミュニティバスの事業への交付金で、一般財源扱いでございまして。ひょうご地域創生交付金762万9,000円は、兵庫県独自の地方創生に係る交付金で、県の予算の編成の動向を踏まえまして、対前年度比762万9,000円の減額、長谷駅利用促進事業、木造インターンシップ事業、大学連携事業、高原イベント等を対象とし、一般財源扱いとしております。続いて、電源立地地域対策交付金事業補助金は1,678万5,000円でございまして、道路維持補修の町道本村大川原線の舗装修繕工事等に充当するもので、一般財源扱いでございまして。

続いて、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金のうち民生児童委員活動費用弁償補助金229万8,000円は、民生児童委員38名の活動に対する補助金、民生児童協力委員設置等補助金3万6,000円は、民生児童協力員72名の活動に対する補助金でございまして。人生いきいき住宅事業の補助金220万円は、高齢者や障害者の方が住み慣れた自宅で安心して暮らせるように体の状態に適した住宅に改良する場合の補助金でございまして。続いて、22ページの2節老人福祉費補助金の老人クラブ助成事業補助

金138万3,000円、そして、老人クラブ活動強化推進事業補助金86万4,000円は、それぞれの単位老人クラブ36クラブの活動に対する補助金でございます。3節医療助成費補助金は2,601万4,000円で、医療助成金として、事務費の2分の1の補助でございます。4節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金は、それぞれ保育所、幼稚園、小学校、そして健康福祉課関係事業などに充当するものでございます。病児・病後児保育事業199万4,000円は、運営費の補助でございます。ひょうご保育料軽減事業補助金は、第1子、第2子以降の保育料の軽減措置補助金として72万1,000円を計上するものでございます。

3目衛生費県補助金のうち、母子保健医療対策総合支援事業補助金41万6,000円は、子供が健やかに育つ環境づくりを推進するための母子医療対策として、産後ケアや産婦健康診査等の支援に係る補助金でございます。へき地診療所運営費補助事業補助金313万6,000円は、大畑、上小田、川上診療所の運営費に対しましての補助金でございます。骨髄移植後等の再接種補助金2万7,000円は、骨髄移植等を受けたことで免疫が低下、消失したことにより感染症に罹患する頻度が高くなることから、再度予防接種を実施し免疫を再獲得するための補助金で、全額助成でございます。不育症治療支援助成事業補助金5万円は、不育症に対する検査及び治療費の2分の1を助成するものでございまして、本年度新たに計上するものでございます。

続いて、23ページ、4目農林業費県補助金、1節農業費補助金の鳥獣被害防止総合対策事業補助金499万1,000円及び一般財源扱いの市町振興支援交付金122万4,000円は、ともに鹿、イノシシ、猿等の有害捕獲に対する助成でございます。農地利用最適化交付金151万2,000円は、農業委員、農地利用最適化推進委員が農地法に基づき行います農地集積等の活動に対する支援交付金でございます。農業次世代人材投資事業補助金300万円は、新規就農者2名に対する支援補助金でございます。農村地域防災減災事業補助金2,000万円は、農地面積の減少で使用しなくなった2か所のため池を計画的に廃止するための測量実施設計等への業務への補助金でございます。強い農業・担い手づくり総合支援交付金216万円は、農業経営体が導入します農業機械への助成でございます。2節林業費補助金5,932万7,000円は、引き続き県民緑税を活用しました緊急防災林整備事業、針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業等の補助金を予定をいたしております。林道改良事業補助金178万5,000円は、橋梁の長寿命化によるコストの縮減を図るため、点検診断、保全事業を予定をいたしております。3節水産業費補助金10万円は、引き続き水産業の再生や活性を図るため、内水面の環境、生態系の維持、回復など、漁業者が行います河川の清掃等の活動や取組に対しましての補助金でございます。

5目商工費県補助金1,243万4,000円は、峰山高原の滞在型中核施設等の整備に係る償還金の補助金でございます。商店街お買い物・ポイントシール事業補助金1,000万円は、県と協調しまして、新型コロナウイルス感染症によります消費の落ち込みの

回復、地域商業の活性化を目的としまして商品券を発行するもので、事業費の3分の2を県が負担するものでございます。

6目土木費県補助金、1節土木費補助金のうち、ひょうご住まいの耐震化促進事業補助金60万円は、簡易耐震診断を受けた住宅の建て替えや簡易な耐震改修等を行う場合の補助金でございます。2節住宅費補助金の老朽危険空き家除却支援事業補助金50万円は、2軒の特定空家等の除却、解体に係るもので、所有者が行う除却に補助をするものでございます。

続いて、7目教育費県補助金、1節小学校費補助金で、スクール・サポート・スタッフ配備事業補助金286万8,000円は、教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、スクール・サポート・スタッフを学校に配置するための補助金でございます。2節中学校費補助金のトライやる・ウィーク事業補助金45万円は、2年生を対象に、自立性を高め、生きる力を育むことを目的に、職場体験、福祉体験、勤労、生産活動など、地域での体験活動に係る経費の補助金でございます。スクールソーシャルワーカー事業補助金30万円は、教育相談体制に福祉等の専門的な知識や技術を有するソーシャルワーカーを配置するための補助金でございます。小学校費と同様にスクール・サポート・スタッフを学校に配置するための補助金42万8,000円を計上をいたしてございます。

続いて、24ページをお願いいたします。3項県委託金、1目総務費県委託金、2節選挙費委託金は、県知事選挙費1,186万7,000円、衆議院議員選挙費1,480万2,000円を計上をいたしてございます。4節総務管理費委託金251万3,000円は、地域再生協働員設置業務委託金で、県版の協力隊、地域再生協働員に係るものでございます。

4目農林業費県委託金、1節農業費委託金の地籍調査事業委託金5,155万9,000円は、山林部の地籍調査で県営事業として県からの委託事業に係るもので、対象事業費の100%の委託でございます。

続いて、25ページ、17款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金376万2,000円は、一般会計で設置しております財政調整基金をはじめとしました10の基金の利子収入でございます。

2目財産貸付収入2,537万8,000円は、町有財産である土地や建物等の貸付収入でございます。新たに貸工場貸付収入337万5,000円につきましては、年額450万円のうち9か月分を計上をいたしてございます。充当は公共施設維持管理基金積立金でございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入は100万円を予定をいたしてございます。

26ページでございます。18款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金の神河ふるさとづくり応援寄附金は2,500万円を予定をいたしてございます。

19款繰入金、1項他会計繰入金は、特別会計からの繰入れでございます。

2項基金繰入金は、一般会計で設置している基金からそれぞれの目的に沿った事業の財源として充当するために繰入れをするものでございます。1目公共施設維持管理基金繰入金1,429万円は、各施設の修繕や工事等の維持費に繰入れをするものでございます。

5目神河ふるさとづくり応援基金繰入金は2,000万円で、令和2年度に収入する予定の神河ふるさとづくり応援基金を積立てをいたしたものを繰り入れし、寄附をされた方の使途に沿い、各施設の事業の財源として充当をするものでございます。

6目財政調整基金繰入金4,700万円は、当初予算編成に当たりまして、その財源不足を補うために繰り入れするもので、対前年度比4,300万円の減額でございます。

27ページでございます。7目まちづくり基金繰入金650万円は、これからのまちづくりの基礎となる計画策定等の経費に繰入れをするものでございます。

8目森林環境譲与税基金繰入金896万4,000円は、令和2年度に未執行分の譲与税を積み立てしたものを繰り入れし、森林整備の財源として充当するものでございます。

9目ケーブルテレビネットワーク施設維持基金繰入金は1,790万円でございます。ケーブルテレビネットワーク施設の適正な維持管理のための経費を繰り入れするものでございます。

20款繰越金5,000万円は、前年度繰越金でございます。

21款諸収入、3項貸付金元利収入120万4,000円は、過去に住宅新築資金、宅地取得資金、住宅改修資金などとして貸付けをいたしました貸付金の現金の回収と利子収入でございます。

続いて、28ページでございます。4項受託事業収入、1目衛生費受託事業収入11万7,000円は、環境整備受託事業収入として、県道敷の除草作業等に対する県からの収入でございます。

28ページから31ページ、5項雑入につきましては、これまで説明してきました歳入科目に含まれない収入を計上をいたしてございます。

30ページの中ほどの観光施設土地等使用料211万2,000円は、観光施設の指定管理者からの受入れで、新田ふるさと村150万円、グリーンエコー笠形61万2,000円でございます。4段下の観光施設の維持管理負担金540万円は、各施設の修繕等への負担分として、売上金の1%を基本に受入れをするものでございます。下から3段目の空き家等緊急措置所有者負担金50万円は、特に周辺の安全確保のため実施します危険空き家等の緊急修繕の措置に対しまして所有者から受入れをするものでございます。

31ページ、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金500万円、再生可能エネルギー導入戦略策定事業補助金1,000万円は、環境省の間接補助金でございます。クールチョイスの推進に係る事業、地域再生可能エネルギー推進ビジョン策定に係る事業でございます。一番下の神崎フード施設整備工事負担金690万円は、施設老朽化による外壁の補修、雨漏り修繕工事の負担金でございます。

2 2 款町債につきましては、第 2 表地方債で御説明をさせていただいたとおりでございます。

以上で、少し簡単に申し訳ありませんでしたが、歳入のほうの説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、3 2 ページの歳出のほうの説明に入らせていただきます。なお、歳出目的別事業の説明や財源の内訳につきましては、一般会計予算説明資料の 3 0 ページから 1 2 0 ページに記載をしておりますので、併せて御覧をいただきたいというふうに思います。

3 2 ページ、3 3 ページでございます。1 款議会費は 8, 2 1 8 万 2, 0 0 0 円で、町議会議員 1 0 名、議会事務局の一般職員 3 名分の人件費、そして、本会議、常任委員会等の開催など、議会運営に係る経費を計上をいたしてございます。議員の報酬は、神河町報酬審議会の答申に基づきまして、改定は行わず、据置きで計上をいたしてございます。7 節報償費は、第 1 0 0 回神河町議会定例会の記念品 1 0 万円を計上をいたしてございます。

3 3 ページから 3 7 ページでございます。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は 4 億 7, 2 0 4 万 3, 0 0 0 円で、対前年度比 5, 0 0 6 万円の増額で、特別職の 2 名、総務課の一般職 1 5 名、再任用 1 名の人件費と、行政運営に係る総合行政用コンピューター運営費など、事務経費、区長会運営経費、ふるさと納税の関連経費などを計上をいたしてございます。特別職の給料は、神河町報酬審議会の答申に基づきまして、改定は行わず、据置きで計上をしております。続いて、3 4 ページ、7 節報償費のうち、記念品 7 5 0 万円はふるさとづくり応援寄附金に対する返礼品で、1 1 節役務費に、その宅配便代として 1 4 2 万 5, 0 0 0 円を計上をいたしてございます。3 5 ページ、1 2 節委託料で、中ほどのシステム更新委託料 2, 4 0 5 万 1, 0 0 0 円は、インターネット仮想化、グループウェアサーバー、住基ネット端末の更新費用を計上し、2 つ下のシステム改修委託料 2, 5 1 4 万 6, 0 0 0 円は、戸籍、健康管理、医療費助成システム等の制度改正に係る費用を計上をいたしてございます。そして、地方創生臨時交付金を活用しました行政オンライン手続推進事業といたしまして、押印制度の見直し、書面規制、対面規制の促進を図るため、調査委託経費として 4 4 0 万円を計上をいたしてございます。3 6 ページでございます。2 0 節貸付金の医師修学資金貸与金 1, 2 0 0 万円は、継続 5 名分の計上でございます。

3 6 ページから 3 7 ページの 2 目文書管理費は 1, 3 5 9 万 9, 0 0 0 円で、毎月発行いたします広報の作成経費、町の例規集の整備、町ホームページの管理経費などを計上をいたしてございます。

3 7 ページ、3 目会計管理費は 2, 7 6 6 万 6, 0 0 0 円で、会計課の職員 4 名の人件費と会計処理に係る事務経費、そして指定金融機関取扱手数料を計上をいたしてございます。

37ページから39ページの4目財産管理費は1億5,711万7,000円で、本庁舎、支庁舎、センター長谷、公用車等の維持管理経費と基金への積立金等を計上をいたしてございます。37ページの10節需用費、消耗品のうち、コロナ感染症防止のため町内全戸にマスク、消毒液等を配布するための衛生用品購入経費といたしまして500万円を計上をいたしてございます。38ページ、12節委託料で、一番下の設計業務委託料662万2,000円は、非常用自家発電工事の設計費を計上をいたしてございます。14節工事請負費の庁舎等施設改善工事費1,616万1,000円は、保健福祉センターの空調工事1,100万円、支庁舎の遮光カーテンの設置に120万円、その他改善工事としまして396万1,000円を計上をいたしてございます。17節備品購入費の車両購入費435万9,000円は、公用車の更新で、低燃料の乗用車1台、軽自動車1台を購入する経費でございます。24節積立金の神河ふるさとづくり応援基金積立金2,500万円は、ふるさと納税として寄附していただいたものを次年度のまちづくりの施策への財源とするために基金に積み立てるものでございます。公共施設維持管理基金積立金2,083万9,000円は、基金利子13万6,000円、発電売電収入55万4,000円、スキー場施設使用料1,678万5,000円、貸工場貸付収入336万4,000円を積立てをするものでございます。

39ページから40ページ、5目交通対策費は1億3,108万4,000円で、コミュニティバスの運行経費、交通安全への啓発経費、交通安全施設の整備工事など、公共交通対策に係る経費を計上をいたしてございます。14節工事請負費の1,100万円は、交通安全施設に係るもので、カーブミラー2か所200万円と、町道3路線のガードレール900万円でございます。続いて、40ページ、JR播但線長谷駅利用促進事業として、18節負担金、補助及び交付金の長谷駅利用促進計画実践業務補助金184万1,000円は、長谷駅の利用促進と地域の活性化に向けて策定された計画に基づく実践事業費に係る補助金でございます。

40ページから42ページ、6目企画費は1億911万1,000円で、ひと・まち・みらい課の一般職8名の人件費と、地域創生を中心に町の活性化のための事業の経費を計上をいたしてございます。

41ページ、12節委託料、測量・登記委託料676万1,000円、不動産登記業務委託料61万6,000円は、貸し工場敷地の境界測量と分合筆登記に係るものでございます。41ページの18節負担金、補助及び交付金、創業促進事業補助金1,100万円は、対前年度比680万円の増額で、さらに町内での創業を支援するための計上となっております。

42ページでございます。7目CATV管理運営費は1億3,677万5,000円で、対前年度比2,400万5,000円の増額でございます。12節委託料で放送機器整備委託料1,798万5,000円を計上し、また指定管理料1億217万7,000円は、対前年度比32万9,000円の減額となっております。

43ページ、10目消費者行政費は304万4,000円で、消費者への啓発や相談窓口として福崎町に共同で設置してございます神崎郡消費生活中核センターへの負担金、そして町消費生活の会への補助金など消費対策の経費を計上をいたしてございます。

43ページから44ページ、2項徴税费、1目税務総務費は5,707万円で、税務課の一般職5名と再任用職員1名の人件費と、税務事務に係る事務経費を計上をいたしてございます。12節委託料964万9,000円の3つの委託料は、いずれも令和3年度の評価替えの固定資産税の適正かつ公平な課税を行うための業務委託に係る経費でございます。

44ページから45ページの2目賦課徴収費は709万7,000円で、賦課及び徴収に係る事務経費、そしてコンビニエンスストア、クレジットでの収納に係る経費を計上をいたしてございます。

45ページ、3項戸籍住民基本台帳費は1,871万9,000円で、住民生活課の一般職1名の人件費と戸籍法、住民基本台帳法に基づく事務処理に係る経費、そしてコンビニエンスストアでのマイナンバーカードを利用しました住民票などの交付に係る経費を計上をいたしてございます。

45ページから46ページ、4項選挙費、1目選挙管理委員会費は967万7,000円で、選挙管理委員会委員4名の委員報酬と委員会の運営経費、そして、選挙管理委員会書記として総務課の一般職1名の人件費を計上をいたしてございます。

46ページから49ページ、2目衆議院議員総選挙費は1,724万3,000円、3目県知事選挙費は1,186万7,000円、4目町長選挙費は1,184万3,000円の費用を計上をいたしてございます。

49ページから50ページ、5項統計調査費は、国、県から指定された統計調査を行うための必要な経費を計上をいたしてございます。

50ページ、6目監査委員会費は79万6,000円で、監査委員2名の委員報酬と財務監査及び行政監査に係る事務経費を計上をいたしてございます。

51ページから52ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は4億688万6,000円で、住民生活課の一般職4名の人件費、民生児童委員38名の活動費用弁償、町社会福祉協議会補助金、国民健康保険事業、介護保険事業の特別会計への繰出金など社会福祉行政経費を計上をいたしてございます。

51ページ、一番下の14節工事請負費の防犯カメラ設置166万1,000円は、町管理防犯カメラ設置で、3基分を計上をいたしてございます。19節扶助費では、犯罪被害者に対する支援金として30万円を計上をいたしてございます。

52ページから54ページ、2目老人福祉費は2,453万2,000円で、老人クラブ36クラブへの助成、シルバー人材センター負担金、地域住民グループ活動支援、タクシー運賃助成、老人保護措置費など老人福祉行政に係ります経費を計上をいたしてございます。

54ページから56ページ、3目心身障害者福祉費は3億3,415万1,000円で、障害者総合支援法に基づきます障害者サービス利用時の介護給付費などを計上をいたしてございます。

56ページ、4目医療助成費は9,066万3,000円で、高齢期移行者、重度障害者、乳幼児、母子家庭、高齢障害者に係る医療助成金と事務費等を計上をいたしてございます。乳幼児医療費の無償化につきましては、引き続き高校生までとし、保護者の負担の軽減を図ってまいります。

5目国民年金事務費は833万1,000円で、住民課の一般職1名の人件費と国民年金の届出等に係る事務経費を計上をいたしてございます。

57ページ、6目民主化推進費は166万8,000円で、人権や地域改善の活動への助成金などを計上をいたしてございます。

7目後期高齢者医療費は2億839万5,000円で、対前年度比644万3,000円の減額で、兵庫県後期高齢者医療広域連合への給付費の負担金、町が設置しております後期高齢者医療事業特別会計への繰出金などを計上をいたしてございます。

57ページから58ページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は1,368万6,000円で、病児・病後児保育施設整備工事の完了によりまして、対前年度比1,769万4,000円の減額でありまして、子ども・子育て会議委員13名の委員報酬とこどもを健やかに生み育てる支援金、子供会、縁結び事業、出産祝い品、そして病児・病後児保育の運営に係る会計年度職員の人件費など児童福祉行政に係る経費を計上をいたしてございます。

58ページ、2目児童措置費は1億4,003万2,000円で、児童手当とその給付に係る事務費を計上をいたしてございます。

58ページから59ページ、3目保育所費は2億5,385万円で、対前年度比610万8,000円の増額でございます。子ども・子育て支援法に基づきまして、寺前保育所、神崎保育園、管外保育所においてそれぞれ円滑な運営を行うための運営委託料や一時預かり事業補助金などを計上をいたしてございます。

最後の段、幼児教育活動継続支援事業補助金90万円は、地方創生臨時交付金を活用しまして、神崎保育園、寺前保育所へマスク等の消耗品、ウェブ会議等への対応できるネット環境整備などを支援するものでございます。

59ページから60ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は6億571万3,000円で、公立神崎総合病院事業会計出資金の減額等により対前年度比1,727万1,000円の減額となっております。健康福祉課の一般職12名の人件費と公立神崎総合病院、水道事業会計への補助金及び出資金、介護療育、ケアステーションかざき特別会計への繰出金など保健衛生行政に係る経費を計上をいたしてございます。

60ページ、病院事業会計への繰出金は、収益的収支、3条予算への補助金2億6,0

00万3,000円と資本的収支、4条予算への出資金1億5,750万6,000円、合わせまして4億1,750万9,000円でございます。

60ページから62ページ、2目健康づくり対策費は7,703万9,000円で、対前年度比196万6,000円の増額でございます。健康教育、相談、特定基本健診、がん等各種検診、予防接種、食育計画推進事業など町民の健康増進、そして自主的な健康づくりに取り組む意識の形成などを目的とした事業の経費を計上をいたしております。そして、地域創生臨時交付金を活用しました事業といたしまして、12節委託料で、定期インフルエンザ予防接種委託料449万2,000円、任意インフルエンザ予防接種委託料353万4,000円、19節扶助費で任意インフルエンザ予防接種助成金530万1,000円を計上をいたしてございます。

62ページ、3目母子衛生費は1,178万円で、乳幼児健診、5歳児までの相談、虫歯予防、妊婦健康支援、特定不妊治療助成、産後ケア、子育て世代包括支援センターに係る経費など、ゼロ歳から5歳児、そして妊娠から出産、育児等に関する母子保健事業の経費を計上をいたしてございます。

63ページ、19節扶助費で不育症治療助成金10万円で、妊娠はするものの出産に至らない不育症に対し検査及び治療の費用を支援する経費を計上をいたしてございます。

4目保健衛生費は375万8,000円で、保健福祉センターの施設の維持管理に係る経費を計上をいたしてございます。

5目診療所費は808万で、川上及び上小田診療所の開設に係る運営費、そして郡医師会で実施しております休日の在宅当番医制事業への負担金、救急救命センターの運営負担金などを計上をいたしてございます。17節備品購入費は、地方創生臨時交付金を活用した事業で、診療所内の飛沫感染防止に係る備品購入61万7,000円を計上をいたしてございます。

63ページから65ページ、環境衛生費、1目環境衛生費は8,505万3,000円で、対前年比1,323万8,000円の増額で、住民生活課の一般職6名と再任用職員1名の人件費と畜犬登録、狂犬病予防注射等の事務、そして中播北部行政事務組合負担金（火葬場分）などの環境衛生行政に係る経費を計上をいたしてございます。

64ページ、12節委託料では、クールチョイスの推進に係る地域再生エネルギー推進ビジョン策定に係る再生エネルギー導入戦略策定支援業務委託料964万円、SDGsの啓発活動に係るSDGs啓発活動業務委託料132万円を計上をいたしてございます。

65ページ、2目公害対策費は73万9,000円で、町内の河川の水質汚濁調査の委託料を計上してございます。

3項清掃費、1目ごみ処理費は2億7,722万7,000円で、町内一斉のクリーン作戦、不法投棄物の処理、資源ごみ回収補助金、そして中播北部クリーンセンターへの運営負担金などを計上をいたしてございます。

65ページから66ページ、2目し尿処理費は4億7,043万9,000円で、町内の536基の合併処理浄化槽の維持管理費、そして浄化槽汚泥を処理する施設として福崎町に共同で設置している中播衛生センターへの運営負担金、合併浄化槽5人槽3基、7人槽3基の設置補助金、下水道事業会計への補助金と出資金などの経費を計上をいたしてございます。

続いて、66ページから67ページ、5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費は1,411万1,000円で、農業委員14名と農地利用最適化推進委員7名の委員報酬、地域振興課の一般職1名の人件費、そして農業委員会の運営、農地の基本台帳管理、農業者年金に係る経費を計上をいたしてございます。

67ページから68ページは、2目農業総務費は3,808万6,000円で、地域振興課の一般職5名の人件費とその他農政事務に係る経費を計上をいたしてございます。

68ページから69ページ、3目農業振興費は1億4,498万4,000円で、各区の農会長、営農組合長への農政事務協力謝礼、中山間地域等直接支払交付金、有害鳥獣対策、多面的機能支払交付金、米安全確保対策、鹿捕獲支援、人・農地問題解決推進事業、そして農業振興整備計画の総合見直しによる策定委託料などの農政施策に係る経費を計上をいたしてございます。

69ページ、18節負担金、補助及び交付金の農業機械施設整備支援事業補助金466万2,000円は、町単独の補助事業で、農業機械導入に係る補助金、農業次世代人材投資事業補助金300万円は、県補助金を財源としまして、認定新規農業者2名の人材育成補助金、強い農業・担い手づくり総合支援補助金216万円は、県補助金を財源としまして、農業経営体の農業機械導入に係る補助金。そして、営農継続支援補助金2,200万円でございます。これにつきましては、地方創生臨時交付金を活用した事業で、コロナ禍の消費低迷による農作物の市場価格、販売価格の下落による農業所得を補填し、農業意欲の回復を図る補助金でございます。

69ページから70ページ、農地費は3,278万円で、対前年度比1,003万円の増額で、土地改良施設の維持管理、区から要望のあった6件の町単独土地改良事業補助金600万円と、ため池防止対策として農地面積の減少で使用しなくなった2か所のため池を計画的に廃止するための測量等の実施設計業務に係る委託料2,000万円などを計上をいたしてございます。

70ページから71ページ、5目農業施設管理費は2,501万5,000円で、対前年度比1,449万1,000円の増額で、水車公園、神崎フード、道の駅の施設維持管理経費を計上をいたしてございます。14節工事請負費1,380万円は、神崎フードの雨漏り修繕、外壁のかび除去を予定をしております。

71ページから72ページ、6目地籍調査費は1億2,613万円で、対前年度比9,240万8,000円の減額で、地籍課の一般職10名の人件費と、計画的に進めてございます山林部の調査の事業費を計上をいたしてございます。

72ページから73ページ、2項林業費、1目林業総務費は2,876万8,000円で、地域振興課の一般職1名の人件費と県営事業の広域基幹林道の工事費の県の負担金など林政事務に係る経費を計上しております。

73ページから74ページ、2目林業振興費は1億4,864万8,000円で、対前年度比1,417万3,000円の減額で、木工芸センターピノキオ館の指定管理料、森林管理100%推進による造林事業、県民緑税を活用しました緊急防災林、針葉樹林と広葉樹林の混交林の整備、森林環境譲与税を活用しました森林整備、裏山防災、危険木に係る治山治水工事補助金などの林業施策に係る経費を計上をいたしております。

74ページ、3項水産業費は650万1,000円で、寺前、長谷、越知川の各漁協への補助金、それぞれの河川流域での多面的機能発揮対策事業負担金と事務費を計上をいたしております。19節負担金、補助及び交付金の水産活性化補助金は、水産の再生や活性化のための活動、取組の支援として1団体50万円の200万円を計上をいたしております。

74ページから75ページ、6款商工費、1項商工費、1目商工振興費は8,307万8,000円で、対前年度比3,938万6,000円の増額で、地域振興課の一般職3名の人件費と町商工会補助金、ハートフル商品券、商業振興事業の補助金など商工行政経費を計上をいたしております。また、地域創生臨時交付金事業は、12節委託料、休業要請事業者経営継続支援給付事業委託金604万8,000円、14節の工事請負費、観光施設感染対策改修工事200万円、18節負担金、補助及び交付金、商業振興事業補助金で、商店街お買物券、ポイントシール事業で1,788万円、うち妊婦の方等への支援が288万円、商工業者への支援金900万円を計上をいたしております。

75ページから78ページ、2目観光振興費は1億8,152万2,000円で、対前年度比603万1,000円の増額で、地域振興課の一般職3名の人件費と町観光協会への補助金、夏祭りをはじめとしました地域活性化事業、そして観光施設の指定管理料や維持管理経費、改修工事費など観光施策に係る経費、そして砥峰高原と峰山高原の観光PR、リラクシアを中心としました高原内の施設の維持管理経費、スキー場の関連経費事業費などを計上をいたしております。

なお、大河内高原整備費は廃目でございます。

78ページから80ページ、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は9,986万6,000円で、対前年度比2,085万8,000円の減額で、建設課の一般職10名の人件費と町営駐車場管理、JR播但線の駅トイレの維持管理、道路台帳管理、そして急傾斜地崩壊対策事業に係る県への負担金などの経費を計上をいたしております。

80ページから81ページでございます。2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費は1億5,577万7,000円で、町道の除草作業、除雪経費、道路橋梁改修工事費などの町道の維持管理経費を計上をいたしております。14節工事請負費1億2,800万円は、町の計画路線等4,100万円、区要望6,800万円、そして辺地対策事業の町道峰山線、

上越知1号線1,900万円でございます。

81ページ、2目道路橋梁新設改良費は1億7,370万円で、対前年度比1億1,375万8,000円の減額で、道整備事業交付金の町道神崎・市川線、町道神崎・市川支線、町道水走り中河原線の完了によるものでございます。町単独道路改良事業では、14節工事請負費1億5,308万円で、辺地対策事業の町道作畑・新田線4,688万円、町計画路線100万円、区要望2,070万円、道路メンテナンス事業、橋梁修繕工事ですが、8,450万円でございます。

81ページから82ページ、5項住宅費、1目住宅管理費は5,582万5,000円で、町営住宅5団地と空き家を活用した賃貸住宅3戸の維持管理費、若者の定住促進を目的とした家賃補助金、住宅取得支援補助金、リフォーム支援補助金、住宅の耐震化促進事業、そして老朽化した危険な特定空家等の除去に係る経費などを計上をいたしてございます。

83ページ、2目住宅建設費は1,488万7,000円で、田舎暮らし・多自然居住推進、そして空き家の利用活用事業等に係る経費を計上をいたしております。18節負担金、補助及び交付金では、IT事業所、コワーキングスペース開設支援事業補助金325万円を計上をいたしてございます。なお、補正予算で上がってます同様の事業とはまた別の事業者でございます。

83ページから……。

○議長（廣納 良幸君） 説明の途中ですが、昼食のため休憩をします。再開を13時ちょうどいたします。よろしくお願いいたします。

午前11時55分休憩

午後 1時00分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

午前に引き続き、一般会計の続きを行いたいと思います。8款消防費からお願いいたします。

財政特命参事、お願いします。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。アクリル板がございますので、引き続き失礼をさせていただいて、マスクのほうを取らせていただきます。引き続きになりますが、よろしくお願いいたしますと思います。

そうしましたら、83ページから84ページでございます。8款消防費、1項消防費、1日常備消防費は1億6,782万7,000円で、対前年度比787万円の減額で、姫路市消防局への消防事務委託料1億5,851万円を計上をいたしてございます。

84ページから85ページで、2目非常備消防費は5,019万9,000円で、地域での防火、防災の消防活動に係る経費を計上してございます。

85ページ、3目消防施設費は3,665万1,000円で、対前年度比2,967万7,0

00円の増額で、各部が保有します消防車両と指令車の維持管理費と施設整備費で、14節工事請負費920万円は、区要望の防火水槽設置工事、17節備品購入費で、ポンプ自動車1台、1,924万3,000円を計上してございます。

続いて、85ページから86ページ、4目災害対策費は2,667万7,000円で、災害時の緊急対応に係る職員の時間外勤務手当、そして防災備蓄品の購入、自主防災組織の運営補助金、防災行政無線の管理運営費などの防災対策に係る経費を計上をいたしてございます。17節備品購入費464万円のうち地方創生臨時交付金を活用しました感染症対策防災安全安心確保整備事業で、感染症対応等の備品450万円を計上をいたしてございます。特に、少し障害等で御迷惑をおかけしてます防災無線関係の備品等の整備を進めたいということで計上をさせていただいてございます。

86ページから87ページ、9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費は118万1,000円で、教育委員4名の委員報酬と教育委員会の運営経費を計上をいたしてございます。

87ページ、88ページ、2目事務局費は7,925万8,000円で、廃校施設の解体撤去が完了しましたため、対前年比2億131万2,000円の減額でございます。続いて、教育長と教育課の一般職5名の人件費といじめ問題への対応、不登校など問題を抱える児童生徒の支援のための適応指導教室の職員とソーシャルワーカーの配置、スポーツ、文化、競技大会出場の激励金など教育行政に必要な経費を計上をいたしてございます。教育長の給与につきましては、神河町報酬審議会の答申に基づきまして、改定は行わず、据置きで計上をさせていただいてございます。

89ページから91ページ、2項小学校費、1目小学校管理費は9,907万2,000円で、一般職1名の人件費とスクール・サポート・スタッフ配置に係る会計年度任用職員の報酬等、そして町内3小学校の学校運営及び施設管理に係る経費を計上をいたしてございます。

90ページ、13節使用料及び賃借料のパソコンリース料2,106万5,000円は、校内通信ネットワーク環境整備におけます児童、教員のパソコン、サーバー等周辺機器に係る費用でございます。

91ページから92ページ、2目小学校教育振興費は1,072万9,000円で、自然学校や環境体験活動、外国語教育の推進、そして就学援助費などに係る経費を計上をいたしてございます。

92ページから95ページ、3項中学校費、1目中学校管理費は7,224万4,000円で、一般職1名の人件費とスクール・サポート・スタッフ配置に係る会計年度任用職員の報酬等、そして神河中学校の学校運営及び施設管理に係る経費を計上してございます。

94ページ、13節使用料及び賃借料のパソコンリース料は1,051万7,000円でございます。校内通信ネットワーク環境整備における児童、教員のパソコン、サーバ

一等周辺機器に係る費用でございます。

95ページ、2目中学校教育振興費は1,140万6,000円で、トライやる・ウィーク、外国語指導助手ALTの活用事業、そして就学援助費などに係る経費を計上してございます。

96ページから98ページでございます。4項幼稚園費は1億2,120万4,000円で、対前年度比347万5,000円の増額で、幼稚園教諭10名と支援が必要な園児の補助員等の会計年度任用職員の人件費、そして町内3幼稚園の運営及び施設管理に係る経費を計上してございます。10節需用費のうち地方創生臨時交付金を活用した幼児教育活動継続支援事業としまして、マスク、消毒液等の感染対策に係る経費46万4,000円を計上してございます。

98ページから100ページ、5項社会教育費、1目社会教育総務費は9,848万7,000円で、対前年度比1,295万5,000円の減額で、教育課の一般職5名の人件費と人権啓発学習事業、放課後子ども教室と学童保育、成人式、文化財保存事業、国指定に向けての福本遺跡の概要充実等の内容とするための調査、町史編さん作業の本格的なスタートに関わります社会教育行政施策に係る経費を計上をいたしてございます。

100ページから102ページ、2目公民館費は6,361万1,000円で、一般職2名の人件費と神崎、それから中央公民館の施設維持管理費、そしてシニアカレッジ、公民館教室、ふるさと文化祭、美術展、一般公演、図書室の運営に係る経費を計上をいたしてございます。

102ページ、17節備品購入費には、地方創生臨時交付金を活用しました社会教育施設感染対策事業といたしまして、公民館にサーキュレーター、図書除菌機等の購入経費としまして327万3,000円を計上をいたしてございます。

103ページ、3目社会教育施設運営費は2,826万6,000円で、児童センターきらきら館、子育て学習センターなどの施設維持管理に係る経費を計上してございます。また、地方創生臨時交付金を活用した社会教育施設感染対策事業としまして、施設における感染対策の消耗品等の購入経費として70万円を計上をいたしてございます。

104ページ、6項保健体育費、1目保健体育総務費は1,213万5,000円で、スポーツ推進委員16名の委員報酬と町体育協会への補助金114万5,000円、青少年健全育成団体への補助金40万円、スポーツ教室大会、またワールドマスターズゲームズの準備に係る経費を計上をいたしてございます。17節の備品購入費には、地方創生臨時交付金を活用しました社会体育体力づくり事業としまして、経費489万5,000円を計上をいたしてございます。

104ページから106ページ、2目体育施設管理費は7,794万7,000円で、町内8か所の体育施設の運営及び施設の維持管理費を計上をいたしてございます。

106ページから108ページ、3目学校給食費は1億5,384万9,000円で、一般職3名、再任用1名、会計年度任用職員12名の人件費、給食予定日数は193日の

給食の提供に係る費用、そして給食センター施設の維持管理費を計上をいたしてご
います。

108ページから109ページでございます。10款公債費、1項公債費、1目元金
は9億1,547万、対前年度比50万7,000円の増額であり、過去に建設をしました
学校や観光施設等の公共施設と道路のインフラ整備の財源として借り入れた地方債の元
金に係る返済金を計上をいたしてご

います。2目利子は6,120万9,000円、対前年比34万3,000円の増額で、過去に借り
入れました地方債の利子が5,920万3,000円と資金繰りのために一時的に借り入れ
る予定の一時借入金の利子が200万円でございます。

109ページ、12款予備費は1,000万円を計上をいたしてご

います。110ページから111ページにつきましては、債務負担行為の支出予定額等に関
する調書でございます。

112ページは地方債の現在高の見込みに関する調書でございまして、令和3年度末
の見込みは134億7,994万2,000円となっております。

113ページから119ページまでは、給与費の明細書となっております。

120ページにつきましては、別添資料といたしまして地方債の内訳につきまして添
付をさせていただいてご

います。以上が一般会計予算の詳細説明になります。

続きまして、少しお時間をいただきまして、予算説明資料につきまして、少し内容の
説明をさせていただきます。

予算の概要15ページの次に、改めまして1ページのページ数を振ってご

います。1ページは、令和3年度の会計別当初予算の状況で、前年度比較をしたものでござ
います。

2ページから6ページにつきましては、歳入歳出予算の状況につきまして、前年度対
比でしたものを記載をいたしております。

7ページにつきましては、住民1人当たりの歳入歳出の内訳でござ

います。8ページは、予算分析表でございまして、経常収支比率の算出表でござ
います。一番右端の下、令和3年度につきましては97.0%ということで、前年が99.0で、マイナ
ス2ポイントということになってござ

います。9ページにつきましては、普通会計の基金の状況を掲載をさせていただいてござ
います。

10ページから12ページは、町税の状況で、予算の積算内訳を掲載をいたしてござ
います。

13ページから15ページは、地方譲与税、県税の各交付金、地方交付税等の概要説
明でござ

16ページから29ページにつきましては、歳入予算の国、県の支出金の説明一覧表でございます。

30ページから102ページは、歳出予算目的別対比及び財源内訳で、事務事業ごとの説明や財源の内訳について掲載をさせていただいております。

103ページから104ページにつきましては、引上げに伴います地方消費税交付金の充当一覧を掲載をさせていただいております。

続いて、105ページから107ページにつきましては、財産に関する調書をつけさせていただいております。

そして、最後、108ページから111ページにつきましては、区要望事業の取りまとめ表等でございます。

大変長く、御迷惑をおかけしましたが、以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 以上で町長の所信表明と第52号議案の提案説明が終わりました。御苦労さまでした。

続きまして、第53号議案、令和3年度神河町介護療育支援事業特別会計予算について、提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第53号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度神河町介護療育支援事業特別会計予算でございます。

本予算は、小児に対する療育事業や福祉介護スタッフ研修、支援事業等を神崎郡3町で共同運営している事業の会計予算であります。

予算の内容は、歳入では、市川町及び福崎町からの事業負担金、神河町一般会計からの繰入金、受託及び事業収入、利用者負担金を計上いたします。歳出では、10名分の人件費と事業運営経費及び施設維持管理費などの経常経費を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,901万1,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院経営強化特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

井上病院特命参事。

○病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。

それでは、詳細説明をさせていただきますので、4ページをお願いいたします。

まず、歳入の御説明でございます。第1款第1項1目負担金のケアステーション負担金は、市川町及び福崎町の負担分でございます。2町で2,343万3,000円ござい

います。

第2款第1項1目民生費県補助金は、科目設定の1,000円。

第3款第1項第1目一般会計繰入金は、神河町の負担分970万2,000円でございます。

第4款繰越金は、前年度繰越金として932万7,000円を見込んでいます。

第5款第1項1目障害児通園事業収入1,156万7,000円は、児童福祉法に基づく報酬分でございます。利用児童数を年間延べ約2,400人と見込んでおります。

2目障害児相談支援事業収入は、110人のサービス利用計画の作成等で、324万1,000円としております。

第2項1目受託事業収入は、介護保険の介護予防事業の受託分で56万円。

第3項1目利用者負担金は、障害児通園事業の利用者の1割負担分で89万円でございます。3歳から5歳児の負担はございません。

第4項雑入につきましては、行事の参加費、検診助成金、インフルエンザ予防接種助成金と町有自動車損害保険の受入金で29万円でございます。

次に、6ページをお願いいたします。歳出で、業務費5,755万7,000円を計上いたします。業務費の大部分は人件費でございます。介護療育事業スタッフ正規職員4名、会計年度任用職員6名の計10名分で5,018万8,000円でございます。7節の報償費は、公開講座等を予定しており、その講師謝礼で10万円、10節需用費は、光熱水費などで355万3,000円、11節役務費は、通話料などで60万2,000円、12節委託料は、清掃維持管理及びエレベーター保守点検委託料などで153万4,000円、13節使用料及び賃借料は、財務会計システムの賃借料などで72万円、17節備品購入費は、療育訓練機器などの購入で55万円、18節負担金、補助及び交付金は、専門研修負担金で3万円、21節補償、補填及び賠償金は10万円、26節公課費は自動車重量税として8万円。

第2款公債費は、利子分としての科目設定で1,000円としております。

8ページをお願いいたします。諸支出金は、令和元年度末をもって介護療育支援事業から脱退された姫路市への精算金を支払うこととして前年度予算計上しましたが、今年度についてはその支払い等がないため廃款としております。

9ページ以降は給与費明細書等を添付させていただいております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 以上で第53号議案の提案説明は終わりました。

次に、第54号議案、令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計予算について、提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第54号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計予算でございます。

平成30年度からの国保制度改革により、都道府県が市町村とともに国民健康保険の保険者となり、あわせて財政運営の責任主体となったことから、町の国保運営につきましても大きな転機となりました。この制度改革に当たり、保険給付費に対してはほぼ同額が歳入の県の普通交付金で得られますので、年度途中で医療費が増減しても財政的に影響はなく、よって、保険税率の算定基礎となるのが、県から町へ賦課される事業費納付金となります。この事業費納付金は、これまで町の所得状況や直近3か年の医療費状況を基に算出されておりましたが、来年度からは算定方法が変わりまして、医療費状況が納付金に影響しないこととなります。しかしながら、医療費状況について新たなインセンティブ制度が導入されることにより、引き続き医療費の増加が税率に影響するという構図はこれまでと同様です。

さて、令和3年度の予算編成につきましては、事業費納付金が前年対比マイナス5.9%、1,845万7,000円の減額となります。このように、来年度の税率については、事業費納付金が減っていることから、被保険者数及び所得に大きな変動がなければ、税率を引き上げる必要は生じないのではないかと想定しております。今後においても、医療費が保険税率に影響することから、近隣市町における国保税の状況や当町における医療費の動向を注視しつつ、町民の皆様がより一層健康となるよう、保健事業の推進に努めてまいりたいと思います。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億309万7,000円とするもので、対前年度比7.1%の増額でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。それでは、詳細を説明させていただきます。

それでは、予算事項別明細書5ページを御覧ください。歳入の部ですが、構成比、パーセントの欄を御覧いただきますと、国民健康保険税が15.7%、県支出金が78.4%、繰入金が5.8%となり、以上3項目ではほぼ100%を占めております。

6ページを御覧ください。歳出の部は、構成比が保険給付費で74.0%、国民健康保険事業費納付金が22.6%、以上2項目で96.6%を占めております。

それでは、7ページ以降で主なものを説明させていただきます。

歳入の部、1款国民健康保険税は、基本的には歳出総額から県等の補助金、繰入金等収入額を差し引いた額を賄うものでございます。1目一般被保険者国民健康保険税が合計2億429万4,000円、2目退職被保険者等国民健康保険税については、例年の決

算額から来年度の収納見込額を算出し、合計34万8,000円、国民健康保険税総額として2億464万2,000円を計上しております。事業費や納付金が減額となったことから、保険税の予算額としては711万7,000円の減額となりました。

町長も説明いたしましたように、保険税率の算定基礎となるのが県から町へ賦課される事業費納付金となり、これまで町の所得状況や直近3か年の医療費状況を基に算出されておりましたが、令和3年度からは算定方法が変わりまして、医療費状況が納付金に影響しないこととなります。

続いて、2款使用料及び手数料が6万8,000円で、督促手数料です。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害臨時特例補助金については、災害があった場合や東日本大震災に係る避難者の受入れ等があったときのもので、科目設定をしています。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、普通交付金については、町が保険給付に要する費用から精神結核医療付加金及びレセプト電算処理手数料を除いたものが全額交付となり、9億6,210万2,000円、特別交付金については、町国保で実施する特定健診等の実施率や医療費適正化を目的とした保健事業の経費に対して補助が得られるものになります。内容といたしましては、従来国・県特別調整交付金等が交付され、計上額については県から通知のあった額となり、5,913万円を計上します。なお、医療費状況が納付金に影響しないこととなったものの、この特別交付金に対して医療費状況、特定健診受診率、保険税徴収率等がインセンティブとなり、交付金額に反映されることとなりました。

8ページに参ります。2項財政安定化基金交付金につきましては、町が国民健康保険事業費納付金を納めるに当たり、収税に不足が生じた場合等に県から貸付けを受けるものであり、科目設定をしています。

5款財産収入は、財政調整基金の利子分25万9,000円。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金、保険税軽減分は、法定軽減によって保険税収納額が減額になった分を一般会計から補填するもので、繰入額については県費が4分の3、町が4分の1負担となり、納付金を基に算出した税額から算出し、3,251万6,000円、保険基盤安定繰入金、保険者支援分については、保険税現年度分の1人当たりの調定額に法定軽減の該当者数に乗じた額を一般会計から繰り入れるもので、繰入額については国費が4分の2、県費4分の1、町が4分の1負担となり、納付金を基に算出した税額から算出し、1,865万1,000円、職員給与費等は1,706万円、出産育児一時金分は、歳出額の3分の2相当の336万円、財政安定化支援事業分は県が算出した359万9,000円を計上しています。

7款繰越金は、令和2年度からの分で科目設定です。

8款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料の国民健康保険税延滞金については科目設定、2項雑入、1目第三者納付金は、被保険者の交通事故等の医療費を国保会計で立て

替える場合の戻り分として、一般が100万円、退職者は科目設定、2目返納金は無資格者の不当利得返納分として科目設定、3目雑入は1人当たり1,000円の特定健診実費徴収金70万円、以上、歳入合計は13億309万7,000円であります。

次に、歳出の部、10ページを御覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、一般職員2名分の人件費や保険給付事務に必要な経費2,338万1,000円を計上。

2項徴税费では、税の賦課徴収に必要な経費151万3,000円。

3項運営協議会費で、国保運営協議会開催に必要な経費7万2,000円を計上しています。

2款保険給付費については、平成30年度から保険給付に係る費用は県からの交付金で賄うことになり、したがって、町国保の保険給付費の予算額については県が指定した額を計上する必要があり、県は町の医療費水準や医療費の動向を勘案し、指定額を決定しております。1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費8億965万7,000円、2目退職被保険者等療養給付費10万円、3目一般被保険者療養費635万8,000円、4目退職被保険者等療養費5万円、5目審査支払い手数料ですが、国保連合会へ支払うレセプト療養費支給申請書の審査支払い手数料及び電算処理手数料で、一般分、退職分の区分をせずに一本で計上をしており、224万5,000円。

12ページに参ります。2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費1億3,723万8,000円、2目退職被保険者等高額療養費5万円、3目一般被保険者高額介護合算療養費30万円、4目退職被保険者等高額介護合算療養費5万円。

3項移送費については、一般5万円、退職は科目設定。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金504万円。審査支払い手数料3,000円。

5項葬祭諸費、1目葬祭給付費については20件分100万円。

6項精神結核医療付加金については、自立支援医療に係る外来医療の個人負担10%分と、結核医療に係る個人負担5%分を国民健康保険から助成するもので、過去4年間の精神結核医療付加金の伸びに応じた額とし121万2,000円。新型コロナウイルス感染症対策として傷病手当金90万円。

続いて、3款国民健康保険事業費納付金ですけれども、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分とに分けて算出されています。1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分2億299万5,000円、2目退職被保険者等医療給付費分12万6,000円。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分7,076万4,000円、2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分5万7,000円。

14ページに参ります。3項介護納付金分2,044万9,000円。

続いて、4款保健事業費、1項特定健康診査等事業費につきまして、平成20年度から40歳以上75歳未満の被保険者を対象にメタボリックシンドロームの予防、改善を

主眼とした特定健診、特定保健指導を実施しており、令和2年度は特定健診、保健指導等の費用として628万1,000円。

2項保健事業費、1目保健事業趣旨普及費につきましては、無受診家庭への記念品代や制度の啓発に係るパンフレット等の費用、人間ドックや脳検査費用等の経費並びに特定健診未受診者対策事業の経費として441万4,000円。

5款基金費として、財政調整基金積立金として25万9,000円。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目国民健康保険税還付金については、過年度還付金として200万円。2目県支出金返納金として100万2,000円。

2項繰出金、1目一般会計繰出金として、平成20年度から始まった特定健診、特定保健指導の実施に係る事務費相当額を一般会計に繰り出しするためのもので、健康福祉課での健康づくりポイントカード事業等が対象となり、53万円。

7款予備費につきましては、500万円を計上しています。

以上、歳出合計は13億309万7,000円であります。

16ページ以降には給与費明細を添付しております。

令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計のうち、内容説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 以上で第54号議案の提案説明が終わりました。

次に、第55号議案、令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算について、提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第55号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。

本事業は、医療保険料を年金から徴収する特別徴収と納付書等により徴収する普通徴収で受け入れ、広域連合へ負担金として支出することが基本的な内容でございます。

予算の主な内容につきましては、歳入では、医療保険料1億3,709万4,000円、一般会計繰入金4,910万円等を計上しております。歳出では、一般管理費743万9,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1億7,875万9,000円等を計上しております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,630万8,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。それでは、詳細を説明させていただきます。

予算事項別明細書 6 ページを御覧ください。歳入の部、1 款後期高齢者医療保険料は、広域連合より提示された賦課総額見込額から軽減分を差し引いた額に、特別徴収及び普通徴収それぞれに収納率と割合を掛けております。収納率は、特別徴収が 100%、普通徴収、令和元年度実績が 99.15%、割合は、特別徴収が約 80%、普通徴収が約 20%でございます。普通徴収の過年度分は、令和 2 年度滞納見込額に収納率を掛けております。保険料の合計は 1 億 3,709 万 4,000 円です。

2 款使用料及び手数料は、科目設定です。

3 款繰入金は一般会計からの繰入金で、人件費と事務費で 743 万 7,000 円、保険基盤安定繰入金は、広域連合から提示の 4,166 万 3,000 円です。

4 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目延滞金は、科目設定です。

同じく、2 項雑入は、科目設定です。

同じく、3 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金は、令和 2 年度実績から 10 万円、2 目還付加算金も、令和 2 年度実績から 1 万円を計上しています。

5 款繰越金は、前年度繰越金として科目設定をしております。

以上、歳入合計が 1 億 8,630 万 8,000 円であります。

続いて、歳出の部、7 ページを御覧ください。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では、職員 1 名の人件費と事務経費で 743 万 9,000 円です。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は広域連合からの提示額でありまして、内訳は説明欄の保険料等負担金 1 億 3,709 万 6,000 円、保険基盤安定制度負担金 4,166 万 3,000 円、合計が 1 億 7,875 万 9,000 円であります。

3 款諸支出金、保険料還付金は令和 2 年度実績から 10 万円、還付加算金も令和 2 年度実績から 1 万円を計上しています。

以上、歳出合計が 1 億 8,630 万 8,000 円であります。

9 ページ以降には給与費明細を添付しております。

内容説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 以上で第 55 号議案の提案説明が終わりました。

次に、第 56 号議案、令和 3 年度神河町介護保険事業特別会計予算について、提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 56 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 3 年度神河町介護保険事業特別会計予算でございます。

予算の内容としましては、歳入では、介護保険料 2 億 7,889 万 4,000 円、分担金及び負担金 1,651 万 8,000 円、国庫支出金 3 億 5,323 万 7,000 円、支払基金交

付金 3 億 7,079 万 9,000 円、県支出金 2 億 6 2 8 万 1,000 円、繰入金 2 億 6,803 万 2,000 円などを計上しております。歳出では、事務費に係る総務費は 7,704 万 4,000 円、介護サービス等に係る保険給付費は 1 3 億 2,699 万 6,000 円、地域支援事業費は 9,393 万 7,000 円などを計上しております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4 億 9,914 万 2,000 円とするもので、対前年度比 2.8% の増額でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。第 5 6 号議案の詳細について御説明申し上げます。

介護保険制度は、高齢者等が介護が必要になっても安心して地域で暮らし続けることを目指すとともに、いつまでも自立した生活が送れるよう社会全体で支え合う制度であります。本会計の大半を占める介護サービス給付費の基本的な財源内訳は、介護保険料として 6 5 歳以上の第 1 号被保険者の負担割合は 2 3 %、4 0 歳から 6 4 歳までの第 2 号被保険者の負担割合は 2 7 % であり、第 1 号及び第 2 号被保険者の合計負担割合は 5 0 % です。残り 5 0 % は公費で賄われます。その公費の負担割合は、在宅サービスの場合、国が 2 5 %、県が 1 2.5 %、町が 1 2.5 % です。施設サービスの場合は、国が 2 0 %、県が 1 7.5 %、町が 1 2.5 % となります。介護保険料につきましては、介護保険条例の一部改正でも説明しましたとおり、令和 5 年度までの基準保険料は月額 5,900 円となっております。

それでは、予算事項別明細書で説明をさせていただきますので、9 ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。1 款 1 項 1 目 1 節第 1 号被保険者介護保険料、現年分 2 億 7,854 万 6,000 円については、6 5 歳以上の被保険者 4,060 人分の保険料でありまして、令和 2 年度当初予算額に対し 2.7% の増額であります。2 節滞納繰越分としては 3 4 万 8,000 円を計上しております。

2 款分担金及び負担金 1,651 万 8,000 円、神崎郡介護認定審査会共同設置負担金で、市川町が 7 4 9 万 4,000 円、福崎町が 9 0 2 万 4,000 円の負担金でございます。

3 款使用料及び手数料 2 万円、督促手数料でございます。

4 款 1 項 1 目介護給付費負担金 2 億 3,867 万 4,000 円は、介護サービス給付費のうち居宅サービス費用と審査支払い手数料の合計額に対する 2 0 % と施設サービス費用額に対する 1 5 % 分を合わせた 2 億 3,867 万 3,000 円と、過年度分 1,000 円の合計額を計上しています。

2項1目調整交付金は、本来介護サービス給付費の5%で計算されますが、高齢化率、被保険者の所得水準等で変動いたします。本町は、高齢化率が高く、やや所得水準が低いため、令和3年度は7%で計算し、8,400万円を計上しています。また、総合事業調整交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業に対する交付金で、第1号被保険者の年齢、階級別の分布状況や所得の分布状況により算定、交付されるもので、172万9,000円を計上しております。なお、特別調整交付金は、災害や新型コロナ等により保険料減免を行ったときに、国から保険料補填がありますので、科目設定として1,000円を計上しております。なお、補助率は10分の4でございます。2目地域支援事業交付金については、補助基準額4,632万8,000円に対する補助金で、補助率20%、926万5,000円と過年度分1,000円を合わせた926万6,000円を計上しています。

10ページをお願いします。3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）については、補助基準額4,041万円に対する補助金で補助率38.5%、1,555万6,000円と過年度分1,000円を合わせた1,555万7,000円を計上しています。4目保険者機能強化推進交付金については、自立支援、重度化防止に向けた取組に対し交付されるもので、それぞれの評価指標の達成状況に応じて交付されるもので、192万8,000円を計上しています。5目事業費補助金については、法改正システム改修に対する補助金1,000円の科目設定をしております。6目保険者努力支援交付金については、介護予防、健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより交付されるもので、208万円を計上しております。7目介護保険災害等臨時特例補助金は、災害や新型コロナにより保険料減免を行ったときの保険料補填で、科目設定として1,000円を計上しております。なお、補助率は10分の6であります。

5款1項1目介護給付費交付金3億5,829万円は、介護給付費と審査支払い手数料の合計額で13億2,699万6,000円の27%と、過年度分1,000円を計上しています。2目地域支援事業交付金1,250万9,000円は、介護予防・日常生活支援総合事業の補助基準額4,632万8,000円の27%で1,250万8,000円と、過年度分1,000円を計上しています。

6款1項県負担金1億9,260万円は、介護サービス給付費のうち居宅サービス費用と審査支払い手数料の合計額7億9,248万2,000円に対する12.5%と施設サービス費用額5億3,451万4,000円に対する17.5%分を合わせた1億9,259万9,000円と、過年度分1,000円を計上しております。

2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）については、補助基準額4,632万8,000円に対する補助金で、補助率は12.5%、579万1,000円と過年度分1,000円を合わせた579万2,000円を計上しています。

11ページをお願いいたします。2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）については、補助基準額4,041万円に対する補助金で、補助率は19.

25%、777万8,000円と過年度分1,000円を合わせた777万9,000円を計上しています。3目サービス提供体制確保事業補助金10万円は、介護施設で新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合の消毒費用の補助金でございます。4目訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業補助金1万円は、暴力行為等の安全確保のため、2人での訪問が認められた場合の2人訪問加算の補助金で、県が3分の1、町が3分の1、事業所が3分の1の負担割合です。

7款財産収入20万3,000円は、介護給付費準備基金の預金利子でございます。

8款1項1目介護給付費繰入金1億6,587万4,000円は、介護給付費と審査支払い手数料を合わせた13億2,699万6,000円の保険者負担率12.5%を計上しています。2目一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金については、資格管理費に係る職員の給与費等の繰入金3,853万3,000円を計上しています。2節事務費繰入金については、郡認定審査会に係る神河町負担金741万5,000円と、その他事務費に係る繰入金1,503万1,000円を合わせた2,244万6,000円を計上しています。3節地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）については、補助基準額4,632万8,000円に対する負担率12.5%、579万1,000円と、過年度分1,000円を合わせた579万2,000円を計上しています。4節地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）については、補助基準額に対する負担率19.25%と補助対象オーバー分19万円を合わせた796万8,000円と過年度分1,000円を合わせた796万9,000円を計上しています。5節現年度介護保険料軽減負担金繰入金として、国庫負担金559万8,000円、県負担分279万9,000円、町負担分280万円を合わせた1,119万7,000円を計上しています。対象者の人数は1,102人と想定しております。

12ページをお願いいたします。8款2項1目介護基金繰入金1,622万1,000円については、介護保険料の上昇を抑えるため準備基金を取り崩すものです。

9款繰越金6万9,000円は、介護認定審査会に係るもので、令和2年度決算による繰越見込額を計上しております。

10款1項1目第1節第1号被保険者延滞金及び2目過料については、1,000円ずつの科目設定をしております。

10款2項1目第1節返納金は1,000円を科目設定、2節雑入として、介護予防ケアプラン作成料500万円は、地域包括支援センターが要支援1、2の認定者に対し、介護予防支援または第1号介護予防支援を行った場合、介護報酬として町が受領するものでございます。なお、1件4,310円でございます。

次に、訪問調査受託事業収入として、遠隔地の市町からの当町への特別養護老人ホーム入所者等の訪問調査費として4,000円を計上しております。また、成年後見制度申立て費用負担金として1,000円を科目設定しております。一般介護予防教室参加負担金として、1人当たり500円の参加費で160人分、8万円を計上しております。

2目第三者納付金として1,000円を科目設定しております。

13ページをお願いいたします。続きまして、歳出でございます。

1款1項1目資格業務管理費2,552万円は、資格業務等に携わる職員2名分の人件費1,630万6,000円及び法改正システム改修に係る経費764万5,000円並びに事務費等156万9,000円を計上しています。2目サービス業務管理費2,267万7,000円は、介護保険サービス業務に携わる職員2名分の人件費と認定調査を行う会計年度任用職員2名の人件費として2,216万6,000円及び事務費等51万1,000円を計上しております。

14ページをお願いいたします。3目連合会負担金10万8,000円は、国保連合会会員負担金等を計上しております。

2項1目賦課徴収費44万1,000円は、介護保険料の賦課徴収に係る経費で、郵便料等事務費を計上しています。

15ページをお願いいたします。3項1目介護認定審査会費2,384万5,000円は神崎郡3町で共同で行っております介護認定審査会に係る経費で、審査会委員15名の報酬、費用弁償、保険料992万9,000円と審査会業務に携わる会計年度任用職員2名分の人件費642万8,000円及びコンピューター保守費用170万2,000円を計上、郡認定審査会職員給与費繰出金については、認定審査会に関わる一般事務職員の人件費と光熱費を合わせた475万7,000円を一般会計に繰り出してしております。その他、事務費等102万9,000円を計上しております。

4項1目認定調査等費432万7,000円は被保険者の認定調査に係る経費で、主治医の意見書料が主なものでございます。

16ページをお願いいたします。5項1目運営協議会費12万6,000円は、介護保険事業運営協議会に係る委員謝礼が主な経費でございます。

2款1項1目介護サービス給付費等諸費について説明いたします。当初予算額については、令和2年度決算見込みを基本に計上しております。予算総額13億2,596万円、前年度当初予算比4%の増で、居宅介護サービス費等で7億9,248万2,000円、前年対比6.1%の増、施設介護サービス費5億3,451万4,000円、前年対比1.2%の増を計上しております。

17ページをお願いいたします。2項1目審査支払い手数料103万6,000円は、介護給付費支払いに係る国民健康保険団体連合会への審査支払い手数料でございます。

3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費（1号訪問・通所・生活支援）でございます3,248万2,000円のうち12節委託料144万円については、公立神崎総合病院に委託する短期集中通所型サービスCの委託料であります。18節負担金、補助及び交付金の当初予算計上については、令和2年度決算見込みにより計上しております。要支援1、2及びチェックリストによる事業対象者の方が利用される訪問介護相当サービス費は650万8,000円を、通所介護相当サービス費では2,441万1,000円を

計上し、前年度比6.2%の増となっております。2目介護予防ケアマネジメント事業費200万9,000円については、要支援1、2の方が利用される訪問介護相当サービスまたは通所介護相当サービスに係るケアプランの作成料で、地域包括支援センター及び委託した居宅介護支援事業所に支払うものでございます。

2項1目一般介護予防事業費1,182万7,000円については、介護予防事業で要介護状態等になるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の方を対象に、要介護になることを防ぐことを目的として実施する事業でございます。内容としては、地域巡回でのフレイル・虚弱予防教室、こつこつ貯筋教室、元気づくりサポーター養成講座とステップアップ講座、認知症予防教室、自身体操グループ支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業を行う経費338万8,000円と、保健師1名分の人件費828万1,000円を計上しています。

18ページをお願いいたします。3項1目包括的・継続的ケアマネジメント事業費2,233万円については、地域包括支援センターの運営、福祉相談などや介護予防計画の作成、または介護予防ケアマネジメント作成等に係る事業でございます。保健師1名、社会福祉士1名、ケアマネジャー1名の人件費2,181万7,000円と事務費51万3,000円を計上しています。

19ページをお願いいたします。2目認知症高齢者見守り事業費238万8,000円については、タッチパネル健診を継続して行い、軽度認知障害の疑いのある方に対し、ナースボランティアや音楽療法士により週1回、2会場で予防教室、ほがらか教室を開催します。また、いきいき倶楽部を月2回、2会場で開催する経費として予算計上をしております。3目権利擁護事業費146万5,000円は、認知症などで判断能力が不十分な方の財産や権利を保護し、支援する制度で、申立てを行える親族がおられない場合、首長が行うこととなります。その経費として地域見守り支え合いネットワーク会議開催に係る経費等を計上しております。4目住宅改修支援事業費1万円については、居宅介護支援ケアプランを作成を依頼していない被保険者が住宅改修を行う場合、理由書作成費として1件につき2,000円を支払うものでございます。5目在宅医療・介護連携推進事業費425万7,000円については、医療と介護を必要とする高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けて関係者の連携を推進することを目的に、協議を重ねるための委員会の委員に対する謝金等を計上しております。また、在宅医療・介護連携支援センター委託料300万円については、公立神崎総合病院を拠点に神崎郡3町が郡医師会に運営を委託し、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、郡内3町の地域包括支援センターと医師会とが緊密に連携をしながら地域の医療と介護の連携体制の構築を支援するための費用でございます。

20ページをお願いいたします。6目生活支援体制整備事業費819万円については、

生活支援コーディネーターや協議体の設置等を通して多様なサービス提供主体を構成員とした生活支援協議体において、必要な生活支援、介護予防の創出や地域における支え合いの体制づくりを推進するため、従来から地域福祉に取り組んでいる町社会福祉協議会に委託し、実施をしております。7目認知症初期集中支援推進事業費833万7,000円については、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域でよい環境で暮らし続けることができるように、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを設置し、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築することを目的に実施をしております。その会議に係る出役委託料16万8,000円と認知症対策に携わる保健師1名分の人件費807万2,000円を計上しております。8目地域ケア会議推進会議事業費55万2,000円については、在宅生活における様々な困り事等を拾い上げることが重要となります。その困り事を地域ケア会議により医療・保健・福祉関係者が協議することにより解決に導くための委員の謝金と、公立神崎総合病院、理学療法士、作業療法士の会議への出役のために係る費用を計上しております。

3款4項1目審査支払い手数料9万円については、介護予防・日常生活支援に係る国民健康保険団体連合会への審査支払い手数料でございます。

4款財政安定化基金拠出金は、県下の自治体の介護保険会計が赤字になったときに県に拠出した基金を基に貸付けを行うためのもので、現在は介護保険準備基金が定額積み立てであるため、科目設定をしております。

5款1項介護給付費準備基金積立金20万3,000円については、令和2年度会計において保有している準備基金約1億2,819万8,000円に係る利息を基金に積み立てるものでございます。

21ページをお願いいたします。6款1項償還金及び還付加算金は、介護保険料の還付金と還付加算金で30万1,000円と国、県負担金等の償還金1,000円を計上しております。2項繰出金は、払出金等で3,000円を計上しております。

7款1項1目予備費65万6,000円については、内訳として、郡介護認定審査会分で15万6,000円と介護保険特別会計分50万円を計上しております。

22ページ以降につきましては給与費明細書を添付しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 以上で第56号議案の提案説明は終わりました。

次に、第57号議案、令和3年度神河町土地開発事業特別会計予算について、提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第57号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は令和3年度神河町土地開発事業特別会計予算でございます。

予算の内容としましては、歳入では、土地売払い収入で2,577万円、雑収入で45

0万円、繰越金で5,640万2,000円を見込んでおります。歳出では、宅地開発事業費で47万1,000円、寺前宅地造成事業費で50万1,000円、カクレ畑多自然居住推進事業費で2,793万2,000円、予備費に5,776万8,000円をそれぞれ計上しております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,667万2,000円とするものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。

それでは、詳細について御説明申し上げます。

事項別明細書の4ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、1款財産収入、1項1目土地売払い収入として2,577万円を見込んでおります。内訳としましては、秋桜たうんにおける定期借地権から購入となった場合の売払い収入を想定して科目設定をいたしております。また、カクレ畑ログハウス村の売払い収入が2,576万9,000円で、内訳として、分譲地の売払い収入2,541万円、クラインガルテン賃貸分の土地代の分割払いが35万9,000円でございます。

次に、2款諸収入、1項1目雑入で、カクレ畑入居者負担金として分譲地の水道負担金450万円を計上をしております。

3款繰越金、1項1目繰越金は、前年度繰越金として5,640万2,000円を計上しております。内訳は、カクレ畑多自然居住推進事業の前年度繰越金が140万7,000円、宅地開発事業、いわゆるしんこうタウン分の前年度繰越金が5,499万5,000円でございます。

次に、5ページ、歳出でございます。1款土木費、1項1目宅地開発事業費として事務的経費で47万1,000円を計上をしております。2目寺前宅地造成事業費は、秋桜たうんにおける造成地の修繕費として50万円と、繰出金として定期借地権の契約地を購入された場合の一般会計繰出金として科目設定をいたしております。3目カクレ畑多自然居住推進事業費は、7節で報償費、分譲地購入者紹介報奨金として4区画分の40万円、12節委託料で分譲業務の委託料として2,291万1,000円、補償、補填及び賠償金で462万1,000円を大川原区と大川原区1組への土地代金支払い分として計上をいたしております。

2款予備費は5,776万8,000円で、カクレ畑多自然居住推進事業の分譲地売払い収入及び賃貸料の町配分と、前年度分の宅地開発事業の繰越分を予備費として計上をいたしております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 以上で第57号議案の提案説明は終わりました。

次に、第58号議案、令和3年度神河町訪問看護事業特別会計予算について、提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第58号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度神河町訪問看護事業特別会計予算でございます。

本会計につきましては、かんざき訪問看護ステーションを運営する特別会計でございます。神崎郡、姫路市香寺町及び朝来市生野町を事業対象区域として、在宅の寝たきり高齢者等に対して、安心して家庭療養が維持できるようサービスを行うことを目的とする会計でございます。

歳入では事業収入1億1,703万円、前年度繰越金2,150万円を見込み、歳出では人件費20名分と訪問看護委託料、業務管理費用等で1億2,131万8,000円を計上いたしております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,955万3,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院経営強化特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

井上病院特命参事。

○病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。それでは、事項別明細書で説明をさせていただきますので、4ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。第1款第1項1目の事業収入の1節医療保険収入で、年間延べ300回を見込み2,892万円、2節介護保険収入では、訪問看護のサービス事業収入で年間延べ1万2,300回を見込み、8,259万1,000円とケアプランを作成する居宅介護支援事業収入として551万9,000円を見込んでおります。

第2款第1項1目民生費県補助金は、科目設定の1,000円。

第3款第1項1目利子及び配当金は、財政調整基金利子の2,000円。

第4款第1項1目財政調整基金繰入金は、科目設定の1,000円。

第5款第1項1目繰越金は、前年度繰越金として2,150万円を見込んでおります。

第6款第1項1目受託事業収入は、介護予防受託収入として、介護予防のケアプラン作成受託などで38万7,000円でございます。

第6款第2項1目雑入は、町有自動車損害保険受入金など63万2,000円ござい

ます。

次に、歳出でございます。6ページをお願いいたします。第1款第1項1目業務費で、正規職員10名、会計年度任用職員10名の人件費1億562万2,000円を見込んでおります。第10節需用費では、消耗品費、燃料費、修繕費等で560万6,000円、11節役務費、通話料や公用車保険料等で227万2,000円、12節委託料、訪問看護委託料等で322万2,000円、13節使用料及び賃借料、ユニホームリース料等で160万4,000円、17節備品購入費、公用車購入費等で180万円、18節負担金、補助及び交付金、訪問看護研修会負担金等で36万2,000円、21節補償、補填及び賠償金、町の賠償責任において支払う治療費や補償費等示談金で50万円、26節公課費、自動車重量税で8万円、業務費合計では1億2,131万8,000円の計上でございます。

8ページをお願いいたします。第2款第1項1目利子3万円は、一時借入金の利子でございます。

第3款第1項1目財政調整基金積立金は、50万3,000円でございます。

第4款第1項1目病院事業会計繰出金は、病院事業会計への建物の使用料として繰り出すもので、令和2年度は100万円でしたが、令和3年度から250万円に増額いたします。250万円の根拠は、北館改築工事に要した費用を訪問看護ステーションが使用する面積で案分した費用でございます。

9ページ以降は、給与費明細書を添付させていただいております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 以上で第58号議案の提案説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開を14時45分といたします。

午後2時30分休憩

午後2時45分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

次に、第59号議案から入ります。令和3年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算について、提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第59号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算でございます。

予算の主な内容につきましては、歳入では、建設残土砂等処分の使用料収入と基金からの繰入金になります。

歳出では、残土砂等処分場の管理業務等に係る委託料のほか、水質調査委託料を計上しております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ614万1,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

平岡住民生活課特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。詳細を説明させていただきます。

予算事項別明細書4ページを御覧ください。歳入でございます。1款使用料及び手数料で、町内住民のお宅から排出される小規模の瓦礫等搬入予定量20トンに1,650円を乗じた3万3,000円。

2款財産収入は、財政調整基金利子見込額の1万7,000円。

3款繰入金は、収支の差額608万9,000円でございます。

4款から5款は記載の内容の科目設定をしております。

以上、歳入合計で614万1,000円でございます。

歳出につきまして、5ページを御覧ください。1款産業廃棄物処理事業費は、必要事務経費等の計上をしております。主なものを申し上げます。12節委託料204万9,000円で、施設管理業務委託料として94万円、水質検査委託料50万円、施設及びその周辺の除草作業に係る管理委託料20万9,000円、搬入予定量20トンの押し土作業及びこれに係る重機回送費で40万円でございます。22節償還金、利子及び割引料は、事業者さんが購入された瓦礫等搬入券の返還に対する搬入券購入費の返還で、22万円を見込んでおります。26節公課費は、令和2年度の使用料収入に対する消費税で50万円です。

2款予備費は、不測の事態に備え、270万円を計上しております。

以上、歳出合計614万1,000円でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 以上で第59号議案の提案説明は終わりました。

次に、第60号議案、令和3年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算について、提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第60号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算でございます。

予算の内容としましては、歳出の3目地域振興費で高朝田区から申請がありました生活環境基盤整備事業補助金として危険木伐採搬出工事経費555万5,000円と、各集

落への助成金153万5,000円、積立金は財産運用収入の153万5,000円と寺前財産区からの繰入金1,000円の合計153万6,000円、これらの事務費といたしまして31万7,000円でございます。その財源といたしまして、振興基金からの繰入金740万7,000円、寺前財産区からの繰入金1,000円及び財産運用収入153万5,000円でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ894万3,000円とするものでございます。

なお、これらの内容につきましては、令和3年2月5日開催の寺前地区振興基金審議会において審議いただき、御承認いただいたものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 以上で第60号議案の提案説明は終わりました。

次に、第61号議案、令和3年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算について、提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第61号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算でございます。

予算の内容としましては、歳出では、3目地域振興費で、長谷漁協への補助金といたしまして繰出金300万円と、長谷ふれあいマーケット運営補助金1,000円、積立金は財産運用収入の20万1,000円、これらの事務費としまして31万7,000円でございます。その財源といたしまして、振興基金からの繰入金331万8,000円及び財産運用収入20万1,000円でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ351万9,000円とするものでございます。

なお、これらの内容につきましては、令和3年2月18日開催の長谷地区振興基金審議会において審議いただき、御承認いただいたものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 以上で第61号議案の提案説明は終わりました。

次に、第62号議案、令和3年度神河町水道事業会計予算について、提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第62号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度神河町水道事業会計予算でございます。

水道事業におきましては、浄水場等、設備の日常運転管理や水質検査等の委託点検を行い、適正な維持管理に努め、清浄かつ安全で安心な水道水の供給を行っております。

財務状況につきましては、令和2年度末の累積利益剰余金を3億1,408万円と見込んでおり、令和3年度の純利益は66万1,000円となる見込みでございます。令和3年度事業につきましては、給水戸数4,520戸、年間総給水量109万立方メートルを予定しております。

3条予算の収益的収入・支出は、同額の4億3,331万2,000円を計上しております。

4条予算の資本的収入では、水道管路緊急改善事業に伴う国庫補助金で5,364万9,000円、水道管路緊急改善事業債3億2,230万円で、合計3億7,744万9,000円を計上し、支出では5億4,101万3,000円を予定しております。

工事内容は、水道管路緊急改善事業で、耐用年数の超えた水道本管の老朽化更新工事などを予定しております。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億6,356万4,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

企業債の限度額は、水道管路緊急改善事業で3億2,230万円、一時借入金の限度額は3億円、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を4,353万円、一般会計からの補助金は7,506万1,000円を予定しております。棚卸資産購入限度額は350万円と定めております。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。第62号議案、令和3年度水道事業会計予算の主なものについて詳細説明をさせていただきます。

それでは、予算実施計画説明書で説明をしますので、24ページをお願いいたします。まず、収益的収入でございます。1款水道事業収益は4億3,331万2,000円で、1項1目給水収益は、給水戸数4,520件で、水道使用料は2億5,993万2,000円を見込んでおります。3目その他営業収益、4節雑収入は、新規加入金として2件、16万7,000円を見込んでおります。

2項2目他会計補助金は、一般会計からの補助金7,400万円、内訳は高料金対策に係るものが3,642万2,000円、企業債償還利息補填としまして3,757万8,000円でございます。3目消費税及び地方消費税還付金は、水道料金に係る消費税を仮払いいたしますので、水道管路緊急改善事業等で発生します消費税相当額の1,398万1,000円の還付を見込んでおります。4目長期前受金戻入は、補助金、負担金、受贈財産の減価償却分を収益化し、7,430万1,000円を計上しております。

次に、26ページをお願いいたします。収益的支出でございます。1款水道事業費用

は4億3,331万2,000円で、収入と同額でございます。

1項1目原水及び浄水費は3,311万9,000円で計上しております。これは主に浄水場の維持管理費の費用でございます。2目配水及び給水費は2,685万8,000円で計上、これは水道管路に係る維持修繕費用等でございます。

27ページをお願いいたします。4目総係費は、職員3名、再任用職員が1名、会計年度任用職員1名の人件費を計上をしております。予算額は6,231万5,000円でございます。

また、28ページの12節の委託料で、令和2年度未実施でありましたアセットマネジメントの策定と経営戦略の見直しの予算を計上しております。アセットマネジメントとは、水道施設等の資産の状況を把握し、計画的な施設更新と財源確保を目的とした長期の更新計画のことでございます。経営戦略は平成29年1月に作成をしております。5年で見直しとしていますが、アセットマネジメントの策定とセットで行うことで、安価で効果的に行えますので、1年前倒しで見直しを行うものでございます。中・長期的な経営の基本計画でございます。

30ページを御覧ください。資本的収入です。1款資本的収入は3億7,744万9,000円で、前年度より1億4,344万9,000円の増額でございます。水道管路緊急改善事業等の事業費が増えて増額としております。

31ページをお願いいたします。資本的支出でございます。1款資本的支出は5億4,101万3,000円でございます。1項1目の事務費は、水道管路緊急改善事業に伴う人件費として、職員1名分の費用を計上しております。2目施設費の1節委託料は3,010万円の計上で、水道管路緊急改善事業に係る設計及び施工管理委託料として2,160万円、大山浄水場の井戸新設のための測量調査設計費用として850万円を計上しております。2節工事請負費は、配水管布設替え工事費等で3億5,355万円を計上し、水道本管8路線の更新工事等を予定してございます。3目1節土地購入費は、大山浄水場の井戸新設に係る分でございます。

そのほか8ページから21ページは、キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定損益計算書、予定貸借対照表を掲載しております。御確認をお願いいたします。

以上で令和3年度水道事業会計予算の詳細説明を終わります。御審議よろしく願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 以上で第62号議案の提案説明は終わりました。

次に、第63号議案、令和3年度神河町下水道事業会計予算について、提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第63号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度神河町下水道事業会計予算でございます。

町内の水洗化率は97.8%と高い数字となっており、住民の皆様には快適な生活環境を提供するとともに、公共用水域の水質保全を図っております。財務状況につきましては、令和2年度末の累積欠損金は10億2,781万9,000円を見込んでおり、大変高額となっておりますが、令和3年度純利益は2,389万7,000円となる見込みでございます。減価償却費を原資とした内部留保資金を運用し、資金不足に陥らないよう心がけて事業運営を行ってまいります。令和3年度事業につきましては、水洗便所設置戸数3,990戸、年間処理水量119万3,000立方メートルを見込んでおります。

3条予算の収益的収入・支出は、同額の6億1,838万9,000円を予定しております。

4条予算の資本的収入は3億1,275万5,000円、支出は5億3,288万円を予定しており、工事内容は、上小田処理区と南小田処理区の管路接続工事を予定しております。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億2,012万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

下水道事業債の限度額は1,300万円、資本費平準化債の限度額を2億1,790万円としております。一時借入金の限度額は1億円。議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を3,377万7,000円、一般会計からの補助金は3億6,000万円を予定しております。棚卸資産購入限度額を100万円と定めております。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課の谷総でございます。第63号議案、令和3年度下水道事業会計予算の主なものについて詳細説明をさせていただきます。

予算実施計画説明書で説明をさせていただきます。24ページをお願いいたします。

まず、収益的収入でございます。1款下水道事業収益は6億1,838万9,000円で、1項1目下水道使用料は、総件数3,724件で1億9,654万4,000円でございます。2目他会計負担金として2億2,073万7,000円。

2項2目他会計補助金では、一般会計補助金として7,115万8,000円を予定しております。3目長期前受金戻入は、国庫補助金、県補助金、受益者負担金、受贈財産評価額を合わせて1億2,612万5,000円の予定でございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。収益的支出でございます。1款下水道事業費用は6億1,838万9,000円で、収益と同額でございます。1目の管渠費は1,868万7,000円で、下水道管及び69か所のマンホールポンプの維持管理費用となっております。

次に、26ページをお願いいたします。2目処理場費は1億4,269万3,000円で、11か所の処理場の維持管理に係る費用でございます。南小田処理場が統合により廃止となっていますが、最終の抜取り清掃に多額の費用がかかるので、若干昨年度より増額となっております。

次に、27ページをお願いいたします。3目総係費は3,515万1,000円で、職員3名分の人件費と旅費、修繕費等の事務管理費等を計上しております。

29ページをお願いいたします。減価償却費は3億2,208万1,000円で、対前年度比1,078万1,000円の減となっております。

2項1目1節企業債利息は、利子が減ってきておりまして、今年度は7,116万円でございます。

30ページをお願いいたします。資本的収入でございます。1款資本的収入は3億1,275万5,000円で、対前年度比1億802万2,000円の減で、要因は、特環公共下水事業の長寿命化工事が令和2年度で完了しましたので、事業費の減ということになってございます。

3項の負担金交付金は、企業債元金償還補填として6,810万5,000円の計上でございます。

3条予算の収益的収入の他会計負担金2億2,073万7,000円と他会計補助金7,115万8,000円と合わせて、3億6,000万円の一般会計からの繰入れとなっております。

次に、31ページをお願いいたします。資本的支出でございます。1款資本的支出は5億3,288万円で、対前年度比9,234万8,000円の減となっております。主な要因は、長寿命化工事が完了したことにより、工事費が減となったことによります。今年度は、上小田処理区の統合工事として2,000万円を計上、本村地区の処理施設機能強化計画策定の委託料400万円計上をしております。

そのほか、8ページから21ページはキャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定損益計算書、予定貸借対照表を掲載しております。御確認をお願いいたします。

以上で令和3年度下水道事業会計予算の詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 以上で第63号議案の提案説明は終わりました。

次に、第64号議案、令和3年度公立神崎総合病院事業会計予算について、提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第64号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度公立神崎総合病院事業会計予算でございます。令和3年度当初予算の説明に当たり、当院の置かれている状況や令和3年度の重点施策等について、ま

ず御説明申し上げます。

当院は、昭和21年10月に県立粟賀診療所として開設されて以来、約75年もの間、その時々々の社会情勢や地域のニーズを酌み取りながら、医療従事者の確保や施設整備の推進など、診療体制を拡充しながら地域医療を守ってきました。しかし、近年、神河町においては、少子高齢化及び人口減少の波が都市部に先駆けて一気に押し寄せており、税込確保や高齢者福祉対策等の重大な課題に、さらには令和2年度に法的に位置づけられた新型コロナウイルス感染症対策にも直面しています。当院も公立病院の一員として、また地域における基幹的な医療機関として地域医療の確保における重要な役割を担っており、その責務を痛感しているところです。

全国の多くの公立病院では、経営が厳しい状況にあると言われて久しいですが、当院でもこの例に漏れず、入院及び外来収益の落ち込みや医業収益給与費比率の増嵩等により、診療体制自体の維持が厳しい状況となってきました。

その大きな要因の一つは、入院、外来患者数の減少です。もちろん新型コロナウイルス感染症の影響による患者の外出控えもあるものの、その前から、20年ほど前と比較すると、外来患者数は6割程度に、入院患者数は8割程度に落ち込んできており、医業収益が大幅に減少してきました。神河町において、当院は町にとってなくてはならない重要な医療施設であり、町の大きな財産と位置づけ、ここ数年は一般会計から基準を超える規模の繰入金により運営してまいりました。今後これまでのような多額の繰入金に過度に頼らない経営の自立、いわゆる企業性の発揮を目指した改善の取組を展開しながら、令和3年度においては、次の重点施策を進めてまいります。

1つ目は、診療体制の維持、医療従事者の確保でございます。

現在、当院の常勤医師の平均年齢は、兵庫県養成医と神戸大学から派遣いただいている3名の医師を除くと、57歳であり、確実に高年齢化傾向にあります。また、看護師の平均年齢は43歳でございます。中・長期的に安定した医療の供給のためには、医師や看護師等の医療従事者の確保は必須でありますので、若手の積極的な採用も意識しながら、引き続き神戸大学や大阪医科大学と連携を密にするとともに、紹介業者を通じた確保も含め、幅広く対応してまいります。

また、平成30年4月に策定された兵庫県保健医療計画において、播磨姫路圏域における特定中核病院の指定を受け、令和2年4月から内科医、総合診療として、県養成医に着任いただいております。令和3年度以降も引き続き派遣いただくことを兵庫県に要請してまいります。

そして、令和3年度には、新たに地方独立行政法人加古川市民病院機構、加古川中央市民病院ですが、そちらから外科専攻医を受け入れることとしており、現在、医師不足となっている外科において大いに活躍いただけるものと期待しています。

2つ目として、新型コロナウイルス感染症対策の推進でございます。

当院は、令和2年に発症が確認された新型コロナウイルス感染症対策における帰国者

・接触者外来設置医療機関、協力医療機関として、県中播磨健康福祉事務所管内における感染症対策の牽引役を一手に担ってまいりました。しかし、発症が確認されてから1年が経過しましたが、国の緊急事態宣言等によって地域住民の活動を制限することにより、辛うじて制御できている状況にあります。

令和3年度当初から始まろうとしている地域住民待望のワクチン接種の体制構築に際しまして、また、今後しばらくの間は続くであろう同対策の推進について、当院は、地域住民の皆様が安心して生活していただけるよう、引き続き公立病院としての責務を全うしてまいります。

3つ目は、経営改善の推進でございます。

患者数は長期にわたり減少傾向が顕著になってきており、経営上、非常に厳しい状況にあります。病院を維持運営していくために必要な入院患者数の目途、目標として、1日当たり113人と設定し、これをクリアできるよう職員一人一人が考え、たゆまぬ努力をしております。ただし、これでも赤字を見込まざるを得ないので、今後にも備え、様々な積極的展開を行うためには、さらに患者数を確保し、内部留保として資金を蓄えていく必要があることは明らかです。そのためにも、断らない救急を推進するとともに、地域の開業医との連携の重要性を再認識し、紹介も積極的に受け入れる必要があります。

このような状況下において、令和元年度に副町長を委員長とする病院経営形態見直しに係る検討委員会を設置しました。協議を重ねた結果、職員の意識改革が不可欠であるとの結論を得たところです。経営形態変更という長期間を要する議論も重要ではあるものの、まずは町の体制づくりとして、令和2年度には町長を本部長とする病院経営改善対策本部会議を設置しました。そこでは、全職員による共通認識と具体的な取組を進めるという目先の対応が急務であると判断し、当面は、経営改善対策を強力に進めながら、少し後追いにはなりますが、経営形態の議論を深めていくこととしたものです。

令和2年度から順次改善等の取組を進めておりますが、令和3年度におきましても、引き続きできることから、効果が大きいことから取組を展開してまいります。例えば、神崎郡唯一の公立病院としてその責務を全うすべく、今日まで不採算診療も維持してまいりましたが、経営改善の観点から、選択と集中をなすべき大きな岐路に立たされていることから、慎重に議論を進める必要があります。

令和3年度当初予算でございますが、3条予算では、収益的収入32億9,124万3,000円、収益的支出で35億370万円でございます。このたび初めて収支差が2億1,245万7,000円の収支不均衡予算としています。また、4条予算では、資本的収入1億7,750万9,000円、資本的支出3億761万4,000円でございます。収支差が1億3,010万5,000円でございます。3条、4条予算とも収支差はありますが、非資金性の収入や支出、主なものは減価償却費の3億5,047万3,000円などを含んでの収支差であるため、資金繰りや会計処理に問題が生じるものではございません。

最後に、令和3年度におきましても、常に患者様に寄り添い、地域住民の方々に喜んでいただける地域医療の実践、そして魅力ある職場となることを最大の目標として努力してまいります。そして、公立神崎総合病院の基本理念である「私たちは「和」の心を大切に、地域と一体となって皆さまの健康と生活を支えることを第一に考え、頼られる病院づくりを目指します。」を常に念頭に置き、より一層地域住民の皆様に信頼される病院となるよう職員一丸となって職務を遂行してまいります。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院経営強化特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

井上病院特命参事。

○病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。それでは、令和3年度公立神崎総合病院事業会計予算について、主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、2ページを御覧ください。先ほど町長からもございましたけれども、令和3年度予算におきまして、第3条予算、収益的収入及び支出でございますが、収入で3億2,912万4,300円、支出で3億5,370万円でございまして、収支差が2億1,245万7,000円の赤字予算、収支不均衡予算としております。

1ページに戻りますが、入院収益、外来収益の算定基礎となる入院患者数4万1,318人、外来患者数11万1,642人は、1日当たりにしますと、平均で入院113.2人、外来456.8人でございますが、これらは厳しいながらも達成可能な数値と考えており、また、業務改善を進めるに当たっての現実的な目標でございます。

令和3年度は、当初から赤字を見込んだ予算編成であり、好ましい状況とは考えておりませんが、これが現実的な数値でございます。円滑な運営にも考慮する必要があり、ある程度余裕を持って支出を計上しておりますので、収支差はありますが、非資金性の収入や支出、主なものは減価償却費の3億5,047万3,000円などを含んでの収支差であるため、資金繰りや会計処理に問題が生じるものではございません。支出抑制については、もちろん執行ベースで努めてまいります。

上記の予算計上で、支出のうち非資金性である減価償却費3億5,047万3,000円、資産減耗費500万円、長期前払い金償却1,253万8,000円と収入の長期前受金戻入179万円を差し引きすると、当年度の損益勘定留保資金の額は3億6,622万1,000円となり、3条予算の収支差2億1,245万7,000円に充当してもなお1億5,376万4,000円の留保資金があり、そのうちの1億3,010万5,000円を4条予算の収支差に補填するものでございます。

それでは、順次項目別に御説明させていただきます。予算実施計画説明書で説明させていただきますので、27ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入でございます。1款病院事業収益の1項医業収益で30億2,671万7,000円、うち入院収益で17億602万円、外来収益で10億1,646万6,000円、大畑診療所収益で81万5,000円、負担金交付金で7,288万5,000円、その他医業収益は2億3,053万1,000円で、室料差額収益、人間ドック、健診、予防接種等保健事業の公衆衛生活動収益等でございます。

次に、第2項医業外収益で、2億6,452万5,000円、うち1目負担金交付金1億8,711万8,000円、2目補助金は、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金4,789万5,000円、看護職員卒後臨床研修事業の県補助金が31万5,000円で、合計4,821万円でございます。3目患者外給食収益が144万円、4目長期前受金戻入につきましては、国、県補助金などの戻入分179万円でございます。5目在宅医療・介護連携支援センター収益は、神崎郡医師会からの当センターへの運営受託事業収入等で904万円、6目その他医業外収益が、不用品販売収益と住宅家賃など、そのほか医業外収益で、1,692万7,000円でございます。

3項の特別利益の固定資産売却益は、科目設定でございます。

次に、30ページをお願いいたします。支出でございます。

病院事業費用全体では35億370万円で、1項医業費用は34億3,303万5,000円で、うち1目の給与費は21億8,107万4,000円、医業費用の約63%を占めており、医師給から34ページの法定福利費引当金繰入額までを計上しております。次に、34ページの2目材料費3億8,819万7,000円につきましては、薬品費、診療材料費、給食材料費、医療消耗備品費等でございます。35ページの3目経費につきましては、4億9,374万3,000円で、報償費から雑費までの計上でございます。中でも37ページの14節委託料が大きく、1億9,012万7,000円で、各種事業を委託しております。次に、39ページでございますが、4目交際費100万円、5目減価償却費3億5,047万3,000円で、病院本館等の建物、構築物、医療機器備品等の減価償却費でございます。6目資産減耗費は500万円を予定し、7目研究研修費の1,075万円は、講師謝金、図書費、研修旅費、研究雑費などでございます。8目大畑診療所費用は279万8,000円で、看護師給など大畑診療所運営に係る経費の計上でございます。

2項医業外費用は6,606万5,000円、うち1目支払利息及び企業債取扱諸費の1節企業債利息で2,712万7,000円、2節一時借入金利息400万円を予定しております。2目長期前払い金償却1,253万8,000円は控除対象外消費税の償却でございます。3目患者外給食材料費36万円、4目消費税及び地方消費税1,000万円は消費税納付金でございます。5目在宅医療・介護連携支援センター費では、事務職員の人件費及び必要経費の904万円。また、42ページの6目雑支出は、各種寄附など300万円を計上しております。

第3項特別損失360万円は、看護師修学資金貸与者の返還免除となるものを損失と

して計上しています。

次に、43ページの資本的収入及び支出の収入でございますが、1項企業債2,000万円は医療器械の購入分でございます。

2項出資金は1億5,750万6,000円で、一般会計からの出資金でございます。

3項補助金、4項固定資産売却代金、5項貸付金返還金は、科目設定でございます。

44ページの1款資本的支出では、医療器械及び備品購入費で4,000万円を計上いたします。医療器械の購入内訳につきましては、予算説明資料6ページのとおりでございます。

2項企業債償還金2億6,461万4,000円は、企業債償還元金分でございます。

3項投資の1目長期貸付金300万円につきましては、看護師修学資金貸与者で、月額5万円の5人分を予定しております。

45ページ、46ページにつきましては、注記事項でございます。

以上、簡単ですけれども、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 以上で第64号議案の提案説明は終わりました。

以上で令和3年度各会計予算の提案説明が終わりました。

なお、質疑につきましては、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第2 承認第1号

○議長（廣納 良幸君） 日程第2、承認第1号、第2次神河町男女共同参画推進計画の策定の件を議題といたします。

承認第1号に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 承認第1号の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本承認は、第2次神河町男女共同参画推進計画策定の件でございます。

少子高齢化と人口減少により、社会の活力衰退が危惧される中、将来にわたり活力ある社会を維持していくことや、一人一人が夢や希望を持ち、誰もが輝くことができる社会を創出するためには、性別に関わりなく、互いに人権を尊重し合いながら個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現への取組がより一層求められています。

神河町では、平成27年度に神河町男女共同参画推進計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を進めてまいりました。このたび、神河町男女共同参画推進計画の期間終了に伴い、今日の社会情勢の新たな課題に対応した男女共同参画の取組を推進するため、これまでの取組の成果や現状と課題を整理し、住民意識調査、事業所アンケートなども踏まえ、第2次神河町男女共同参画推進計画を策定したものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。神河町議会基本条例第14条の規定によ

り、議会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、詳細について御説明を申し上げます。

平成28年3月に策定されました第1次神河町男女共同参画推進計画は、令和2年度をもって5年間の終了となります。さて、このたびの第2次計画につきましては、第1次計画の検証を基に、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画として策定をいたしております。これは、10年後にはこうあってほしいという強い思い、希望といったものをのせた計画にという思いを込めて、10年間という期間設定をさせていただきました。

まず、策定に当たっては、平成27年度同様、各種団体の御代表、専門分野の識見者など、14名の委員の皆様を選任、委嘱をさせていただきました。あわせて、プロポーザル方式による支援業者選定を行い、株式会社サーベイリサーチセンター大阪事務所に専門的見地からの御支援をいただきながら進めてまいりました。改めて、足立敏子委員長、吉岡嘉宏副委員長をはじめとする14名の委員皆様には、多方面からの分析、検討をいただき、計画策定が進められましたことに心からお礼を申し上げたいと思います。

それでは、第2次計画の概要について御説明を申し上げます。

第2次計画につきましては、本計画ですね。まず、本計画は、男女共同参画基本法第14条第3項に規定されている市町村男女共同参画計画に位置づけるもので、第2次神河町長期総合計画を上位計画として策定を行うものでございます。

第2次計画では、まず、1ページからですが、序章として、計画策定の背景、地域特性、今後のまちづくりに向けた男女共同参画、国、県の動向等についてまとめております。

8ページからの第1章では、計画策定の概要として、策定の趣旨、計画の位置づけと期間、策定の手法について、本年度は令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間として定めました。ただし、計画期間中であっても、国内外の動向や社会情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じ見直すことを可としています。また、中間期の5年をめどに進捗確認のためのアンケート調査等の実施を行うこととしております。

さて、11ページのアンケート調査では、本町における町民及び企業の考え方を把握するため、町民意識調査では居住する15歳以上の男女1,500人を対象として実施、集計に当たっては本町の年齢構成比に合わせた拡大集計を行いました。また、前回にはなかった企業・事業所調査を実施し、町内の340事業所を対象として実施しました。

回収率につきましては、町民調査は有効回収724件で48.3%、企業・事業所調査は169件の回収で49.7%でした。

12ページからの第2章では、統計、町民意識調査等からみる現状と課題、43ページからの第3章では、計画の基本的な考え方、第1次計画の「誰もがともに認めあいハートがふれあうまち かみかわ」から、第2次計画では、「認めあい 自らの行動でつながり ハートがふれあう私のまち かみかわ」を基本理念とし、47ページからの第4章では、計画の内容を示し、基本目標1として、男女共同参画の意識づくり、基本目標2として、誰もが活躍できる環境づくり、基本目標3として、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり、基本目標4として、あらゆる分野に参画できる社会づくりの4つの基本目標を定め、それぞれに推進のための施策を示しています。

59ページからの第5章では、それらを推進するための目標値を示し、62ページの第6章では、計画の推進体制、進捗管理について記載しています。

63ページには、計画の体系図として全体概要を示しています。

また、65ページからは資料編として、用語解説、策定経過、策定委員会設置要綱、委員名簿、関連法律等を添付しています。

それでは、本計画策定において議論となりました特徴的な内容について御紹介をさせていただきます。

63ページの体系図を御覧ください。体系図は全体概要として、それぞれの基本目標に対しての改善点、課題点、そして10年後の目標値を示していますので、併せて御覧いただきたいと思います。まず、基本目標1、男女共同参画の意識づくりでは、広報誌、ホームページなどでの情報発信の回数を増やすことや、人権チラシとの連携について意見が出されました。また、男女共同について学んだり教えたりしたことのある町民の割合について、30代までと40歳以上に分けて検証しているが、分ける必要があるのかということについて、令和2年現状値は、30代までは男性54%、女性46.3%だが、全体となると35.6%で明らかに高齢になるほど学んだり教えられたりする機会が減少している。全体の数値が上がっても課題の解決につながらないという分析もありました。

次に、基本目標2、誰もが活躍できる環境づくりでは、25歳から44歳の女性の就業率について、子育てしたい人もいる、就業率を上げることをのみを目標にしてよいのかという意見に対して、働くことを至上の命題にはしたくないが、国としてこの率を上げることをテーマにしている。一方で、そういった点も含めて、少し意味合いは違うが、労働力率、これは人口に対する労働力人口の割合ですが、これが平成27年実績値平均では79.10%だが、内訳を見ると、25歳から29歳では85.8%、40歳から44歳では85.3%で、そこを基点にM字カーブを描き、30から34歳では76.6%、35歳から39歳では77.7%となっている現状から、これらを育児期間と考えた場合に、さらに実績を上げることはかなりハードルが高いとの意見もありましたが、誰もが活躍

できる環境づくりという視点から、90%を目標値といたしました。また、ワーク・ライフ・バランスについて、内閣府によると、国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会においても、子育て期、中高年齢期といった人生の各段階に応じて多様な働き方が選択、実現できる社会というふうに定義されていますが、内容まで知っているかについては、令和2年度現状値は、男性21.6%、女性16.9%、また、その希望がかなっているかについては、男性28.3%、女性26.0%と低く、改善が必要であると確認しました。

基本目標3、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりでは、がん検診を受けていて助かったとの意見が複数あり、令和2年度における乳がん検診受診率34.4%、子宮がん31.6%について、約倍となる60%目標に引き上げることといたしました。

基本目標4、あらゆる分野に参画できる社会づくりでは、社会全体で見て男女の地位が平等であると思う町民意識の割合が、平成26年度実績から令和2年度実績で17.1%から16.2%へ0.9ポイントの減、自治会等の地域活動の場で見ると男女の地位が平等であると思う町民意識の割合が31.4%から28.0%へ3.4ポイント低下している実態について、一例として、自治会役員に女性を選出することの困難さの現状が報告をされました。

今後の取組、啓発に当たって、総務課が具体的に各課に仕掛ける一例として、考えるべきキーワードとして例示をしていた内容なのですが、例えばお茶出し、平等ということを実例として示していましたが、これにつきましても、女性の仕事だという意識があるのではないかとの意見も出されました。

今回初めて取り組んだ事業所アンケートで、女性従業員がいないと答えた事業所は34.3%で、そのうちの7割以上が女性の登用を考えていないとする回答について、企業と個人のギャップが指摘される一方で、サービス業では、そもそも男女という意識はなく、接客も男性、女性に固定せず対応しているといった報告もありました。

高齢者になるほど意識改革が進まない、地域社会に根強い偏見意識、若年層が受けた教育と実社会でのギャップを感じているといった意見もありました。その一方で、地域においても社会的理念、しきたり、習慣が強いところでも、意識が変われば改善される。子供たちを見ていると、男女の区別、差別はなくなっているとの意見もありました。

また、介護に関する若い人の回答において、該当しないとの回答が多くあるが、該当しないではなく考えていく必要があるという意見もありました。

生涯未婚率の推移について、これも資料には出ておりますけれども、1980年では男性、女性ともに1.2%であったものが、2015年の男性は19.1%、女性は8.0%と上昇していることにも注視が必要との意見もありました。

なお、アンケートにおける自由意見については、33ページから34ページに紹介していますので、また御覧いただきたいと思います。

最後に、冊子だけでできて意味はない。一人一人が自らの課題として捉え、行動する

ことが大切。特に、推進する行政に対しては、毎月11日の「人権を確かめる日」と同様に、点検がしっかりと行える仕掛けや工夫、さらに自らの言葉で相手に分かりやすく伝える努力を事務局としてしっかりと求められ、取り組んでいくことをお約束させていただきました。

基本理念「認めあい 自らの行動でつながり ハートがふれあう私のまち かみかわ」として取組を進めてまいります。

以上、詳細説明とさせていただきます。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第3 承認第2号

○議長（廣納 良幸君） 日程第3、承認第2号、神河町第3次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定の件を議題といたします。

承認第2号に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 承認第2号の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本承認は、神河町第3次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定の件でございます。

平成27年、2015年9月、国連サミットにおいて持続可能な開発目標であるSDGsが採択され、社会、経済、環境に関する様々な課題を令和12年、2030年に向けて総合的に解決する強い意志が共有されました。そして、同年12月、第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、国際的な枠組みとなるパリ協定が採択され、令和2年、2020年以降の温室効果ガス削減のための目標が示されました。

我が国においては、2030年度に2013年度比で26%の温室効果ガスの削減を目標としており、目標達成に向けて国や地方自治体を挙げた取組の推進が必要とされており、地方公共団体の基本的な役割として、地球温暖化対策推進法に基づき、その事務事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減と吸収作用の保全及び強化に取り組むための計画である地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定と公表が義務づけられています。

以上のことから、公共施設の温室効果ガス削減を目的とした神河町第3次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定いたしましたので、神河町議会基本条例第14条の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。それでは、承認第2号の概要説明をいたします。

各章ごとの主な項目について御説明をいたします。全体の構成は第1章から第6章までとなっており、最後は資料編を添付しておりますので、よろしくお願いをいたします。

1 ページを御覧ください。まず最初は、第1章、計画の概要です。

1-1、計画策定の背景ですけれども、町長から説明がありましたように、2015年12月、第21回気候変動枠組条約締約国会議、COP21において国際的な枠組みとなるパリ協定が採択され、2020年度以降の温室効果ガス排出削減のための目標が示されました。我が国においては、2030年度に2013年度比で26%の温室効果ガスの削減を目標としており、目標達成に向けて国や地方自治体を挙げた取組の推進が必要とされています。

そして、各自治体においては、1998年に施行されました地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、公共施設についての温室効果ガスの削減計画となります地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、達成に向けて取り組まなければならないことが義務づけられました。

当町におきましても、平成23年度からが第1次、平成28年度からが第2次、そして来年度からの5年間で第3次となります。

次に、3ページをお願いいたします。第1章の2、神河町のこれまでの取組ですけれども、その1、第2次計画の概要といたしまして、表の中の一番下の項目、削減目標を御覧ください。第2次におきましては、基準年であります平成26年度に対して12%を削減することが目標となっています。その結果、4ページの表1、この4年間の推移表ですが、右下、令和元年度では13.4%の削減となりました。これはカーボン・マネジメント強化事業であったり、ほかには職員による省エネの取組の成果によるもので、第2次におきましては目標を現段階では達成をしております。

続いて、5ページ、(4)番、地球温暖化対策取組状況調査結果ですけれども、職員、施設管理者を対象として、取組についてのアンケート結果でございます。

次に、6ページ、(5)番、第2次計画における課題でございます。先ほども申しましたように、令和元年度の温室効果ガス総排出量は、基準年に対して13.4%減少したことで、現状では削減目標12.0%を達成する結果となりました。引き続き、全職員による節電などの省エネ行動、また施設等の管理者による設備機器の運転制御や運用改善等を積極的に実施する必要があります。また、上水道、汚水処理などの生活関連事業に関わる施設においては、町民、事業者との連携、協働が望まれます。

次に、7ページからは、第2章、第3次計画の概要でございます。

第2章の1、計画の位置づけ及び目的ですけれども、図3のとおり、上位法には地球温暖化対策の推進に関する法律、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、そして第2次神河町長期総合計画があり、神河町公共施設等総合管理計画との連携を必要として

います。

次に、9ページに参りまして、第2章の2、基本的事項、その1、計画の基準年・計画期間といたしまして、(1)番、基準年は、第2次と同様、平成26年度でございます。(2)番、計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年でございます。

次に、12ページに参りまして、第3章、温室効果ガス排出状況といたしまして、まずは温室効果ガスの排出量算定式の説明、13ページに参りまして、基準年の活動量及び温室効果ガス排出量、これにつきましては、対象施設を見直して、基準年となる平成26年度の排出量を計算し直しました。

次に、16ページに参りまして、第4章、温室効果ガス排出削減目標。この表の12、国の地球温暖化対策計画における削減目標ですけれども、公共施設は、業務その他部門に該当をいたします。

17ページに参りまして、1番、長期目標。今後10年後の削減目標につきましては、国の地球温暖化対策計画、業務その他部門に準じて、39.8%として設定をいたします。

そして、第3次計画となります2番の中期目標ですが、長期目標の中間期であることから、案分計算をして、27.4%削減として設定をいたしました。

続きまして、18ページ、第5章、温室効果ガスの排出削減に向けた取組といたしまして、第5章の1、取組方針。取組方針には、1、技術に関する施策、2つ目として行動に関する施策があり、19ページ、第5章の2では取組手順、そして、20ページ、取組内容といたしまして、1番、技術に関する施策といたしましては、(1)番、高効率機器等の導入・更新に関する取組。これは施設の新設、改修時や老朽した設備、機器等を更新する際に高効率の設備機器を導入するもので、病院で取り組みましたE S C O事業、またカーボン・マネジメント強化事業などがございます。

続きまして、22ページ、(2)番、新設・大規模改修に関する取組として、新たに公共施設の新設や大規模改修を行う場合には、Z E B（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の検討を行います。

3つ目といたしましては、再生可能エネルギー導入に関する取組といたしまして、防災対策からもエネルギーの地産地消を進めていかなければなりません。神河町においても、再生可能エネルギーの利活用や省エネルギー設備の導入により、CO₂削減やエネルギー自給性の向上、コスト改善を目指すと同時に、災害時の避難所における電源や熱源を確保することで、レジリエント、災害に強いまちづくりを目指します。

24ページに参ります。公用車の新規及び代替導入またはリース車についての、4つ目といたしまして、低燃費車・次世代自動車等導入に関する取組。

続いて、2番の行動に関する施策といたしまして、(1)番、設備の運用改善・保守管理に関する取組の推進といたしまして、1つ目といたしましては日常的な設備の使用における取組、2つ目として設備の運用改善、3つ目といたしましては設備の保守・管理について、機器ごとの取組内容についての説明となります。

続きまして、27ページに参りまして、(2)番、日常業務に関する取組の継続（COOL CHOICEの推進）でございまして、1つ目といたしましては職員の意識向上として、学習、行動、共有によって職員の意識改革、行動変容を進めてまいります。2つ目といたしましては、エコオフィス行動の実践として、現在も既に取り組んでいただいておりますけれども、クールビズ、ウォームビズなど、それぞれの機器ごとの省エネについての運用となります。3つ目といたしましては、公用車の使用における取組では、公用車運転時のエコドライブについての説明です。

続きまして、29ページに参りまして、(3)番、その他の温室効果ガスの削減に資する取組の推進につきましては、1つ目といたしまして省資源に関する取組、2つ目といたしましてその他の環境負荷低減に向けた取組、3つ目といたしましては森林資源の利活用の説明でございます。

31ページに参りまして、第6章、実行計画の推進、第6章の1、計画の進め方ですけれども、1つ目といたしまして推進体制の整備。PDCAの中のP、Planですけれども、この表のとおり、所属長、施設管理者が委員となりますエネルギー管理委員会において計画の管理を行います。2つ目として計画の実行、Do、3つ目といたしましては点検・評価、Checkですけれども、年度ごとにもPDCAサイクルを運用し、取組の継続的な改善を図ります。4つ目といたしまして進捗状況の公表、Actionですけれども、毎年度、第3次計画の運用状況について広報誌等に公表することで、行政として地域の住民や事業者に対する率先行動となり、また、行政の取組について住民の理解を得るとともに、神河町が一丸となった地球温暖化対策に発展させることを目指します。

34ページは第6章の2といたしまして、計画の年間の運用フローでございます。

以上が第3次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の概要でございまして、神河町議会基本条例第14条の規定により、議会に提案するものです。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

ここで暫時休憩します。トイレ休憩で、10分間お願いします。後、続けてやります。

午後4時07分休憩

午後4時17分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

お諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長すること

に決定いたしました。

日程第 4 承認第 3 号

○議長（廣納 良幸君） 日程第 4、承認第 3 号、神河町土地利用計画の策定の件を議題といたします。

承認第 3 号に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 承認第 3 号の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本承認は、神河町土地利用計画策定の件でございます。

本計画は、国土利用計画法第 8 条に基づき策定しております。今後、人口減少等により、日常生活を支える生活利便施設の減少やサービスの維持が困難になることが予想される中、生活に資する機能の維持、地域力の維持のためには、既存のサービス基盤を活用した機能集積が重要となってきます。

そこで、本町の持つ豊かな自然と美しい里山景観の保全、美しい田園風景を形成する優良な農地の保全を基本としながら、産業の適切な誘導、有効な住環境の創出を進める中から、行政、商業、医療、教育などの利便施設が集積された中心部をはじめ、地域の中心部や JR 駅前を中心とする各地域拠点において、さらなる機能強化と集約を図り、本町の活力維持のための地域づくりを目指すため、本計画を策定いたしましたので、神河町議会基本条例第 14 条の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課アグリイノベーション特命参事から御説明しますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

真弓ひと・まち・みらい課特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼アグリイノベーション特命参事（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。それでは、承認第 3 号、神河町土地利用計画につきまして御説明いたします。

まず、資料を開いていただきますと、目次を御覧いただきたいと思います。この計画は、第 1 章から第 4 章、そして資料編で構成しております。また、この本体計画とは別に、別添資料としまして、もう少し詳細なものを添付するというので、別添詳細資料をつけるという形にしております。

まず、第 1 章としまして、1-1 ページを御覧ください。第 1 章としまして、土地利用計画の位置づけとしております。計画策定の背景と、次のページには目的というものを記載しております。先ほどもありましたように、人口減少、少子高齢化が進む中、既存の機能を有効に活用しながら土地利用を適正に誘導していく必要があるということを記載しております。

3 の計画の位置づけですが、この土地利用計画は、国土利用計画法第 8 条に基づき策

定するものでして、町の土地利用に関する総合指針となる計画となります。この図では、国、兵庫県、神河町、それぞれの計画の総合的な相互関係を示しております。

次に、第2章を御覧いただきたいと思います。2-1を御覧ください。第2章は、神河町の現状の把握と分析としております。この説明は省略させていただきたいと思いますので、後ほど御覧おきいただきたいと思います。

次に、3-4ページを御覧ください。第3章、土地利用の方向性としております。2としまして、土地利用の基本的な考え方としております。町の長期総合計画や地域創生総合戦略に示された目標につきまして、土地利用の面から推進することとし、それぞれの分野からの基本的な考え方や方向性を整理しております。

次に、第4章としまして、4-2ページ目を御覧いただきたいと思います。ここまでの各視点をまとめた計画ということとして、これが土地利用計画となります。まず、兵庫県が定めます緑豊かな地域環境の形成に関する条例、通称、緑条例というものが定められておまして、1号区域から4号区域、そして自然と人の交流区域としまして第2項区域といったそれぞれの区域が設定されております。これらを基本としながら、土地利用計画についても定めていくこととしております。

なお、区域設定にかかわらず、文化財等の適切な保全、そして土砂災害警戒区域におきましては開発行為を制限するという原則としたいとしております。

次に、4-4ページを御覧ください。①の保全区域としております。これは緑条例の1号区域となります。これは国有林や保安林、県立自然公園といった公益的機能の高い区域ということで、動かすことのできない区域となります。

次の4-5ページでは、②森林区域としております。これは2号区域となります。保安林以外の森林で、スポーツ、レクリエーションなどの場としても活用することができる区域となります。

次に、③農業区域で、これは3号区域となりまして、平野部の農用地区域が主なものでして、農業の振興を図る区域となります。

次の④番、集落区域でございます。これは4号区域ということで、既存集落を中心とする区域としております。

そして、(2)番、ここには特定区域及び拠点の設定と基準としておりますが、これは今回の土地利用計画策定する上で、特にまとまりのある都市的土地利用を促進していくために町が定めていく部分となります。

まず、①の特定区域としまして、旧町で設定されておりました緑条例の第4号、まちの区域と設定されておりました、旧大河内町、旧神崎町で設定されておりましたエリアがございますが、今回の土地利用計画では、これを新たにこの両方をつなぐ県道8号線、そしてまた国道312号の中村区から福本区までの路端から両側100メートルの山林を除く区域として設定しております。このエリアには一定の開発を計画的、適正に誘導していくべき区域として設定しております。

また、4－7ページで、②地域拠点としております。これは地域単位で機能集約を誘導する拠点として設定するもので、旧村の中心部とJR播但線の各駅を中心とします、合わせて6つの地域拠点を設定しております。

③の暮らし・産業拠点は、過去に各集落、各区のほうから出されました産業や住宅を誘導するゾーン、企業から要望のあるゾーン、産業形成、住宅地形成などの各計画で設定をされているゾーン等を設定しております。

最後の④観光・交流エリアは、観光面で設定しております越知川名水街道エリア、銀の馬車道エリア、大河内高原エリアを位置づけております。

4－8ページでは、町の全体図の中にこれらの各区域、拠点を設定した部分を示しております。

資料編としまして、本計画の策定委員会の取組につきましてまとめております。区長会長様、商工会長様、また町議会議長様など、9名の方から構成いただきまして、3回にわたって検討をいただいております。どうもありがとうございました。

次に、資料編の次に拠点設定詳細資料というものをつけさせていただいております。これを一番最後につけさせていただいております、これは先ほどの6つの地域拠点、観光・交流エリア、そして7つの暮らし・産業拠点、特定区域として定めたものを少し詳細にしたものとして別添資料としてまとめております。これは、先ほどもありましたように、過去に各集落からの要望、あるいは各集落の役員さんレベルでの協議事項結果を提出いただいたもの、現状で企業様からの引き合いがある部分などを定めております。しかし、それぞれの地権者の同意を得たものでもなく、また個別具体的にこの土地といったことを示したものでもなく、求められればお示しするということですが、内部資料としてとどめるものとしたいと思います。また、国、県向けの各種計画策定の際の参考資料にはしていきたいというふうに考えております。

また、本計画は、国土利用計画法第8条に基づく誘導指針、土地利用面での誘導指針となるものですが、これによりまして土地利用が規制されるというものではございません。あくまで指針ということでして、既設の土地利用の規制があるような規制の解除手続きにつきましては、従来どおりの手続が必要となりますし、また、この誘導指針を実現するためには、この指針に沿って、さらに個別、具体的に進化させた整備計画などが必要となります。

計画期間としましては10年を予定しております。

以上、土地利用計画の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第5 承認第4号

○議長（廣納 良幸君） 日程第5、承認第4号、第3期かみかわ教育創造プラン（神河

町教育基本計画)の策定の件を議題といたします。

承認第4号に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長(山名 宗悟君) 承認第4号の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本承認は、第3期かみかわ教育創造プラン(神河町教育基本計画)の策定の件でございます。

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定しております。

平成28年3月に策定いたしました第2期かみかわ教育創造プラン(神河町教育基本計画)は、平成28年度から令和2年度までの5年間の計画として、本町の教育全般に関する様々な施策を推進してまいりました。このたび、令和2年度をもって計画期間が満了することに伴い、これまでの成果と課題を検証するとともに、令和元年度に策定した第2次神河町長期総合計画の目指す「大好き!私たちの町 かみかわ」を踏まえ、第3期かみかわ教育創造プラン(神河町教育基本計画)を策定いたしましたので、神河町議会基本条例第14条の規定により、議会の承認を求めますのでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。詳細につきましては、教育長及び教育課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(廣納 良幸君) 詳細説明を求めます。

入江教育長並びに藤原教育課長、お願いします。

○教育長(入江多喜夫君) 失礼いたします。教育長の入江でございます。第3期かみかわ教育創造プラン(神河町教育基本計画)策定の趣旨、基本構想、基本理念などの基本的な部分につきまして、私のほうから6ページまでを中心に説明をさせていただきます。

まずは3ページをお開きください。第3期の計画につきましては、第2期かみかわ教育創造プランが令和2年度末をもって終了すること。それから第2次神河町長期総合計画と第3期ひょうご教育創造プランが令和元年度に策定されたことを受け、令和3年度から令和6年度までの4年間を見通した教育基本計画として策定いたします。4年間の計画といたしましたのは、現在この計画の策定が神河町長期総合計画とひょうご教育創造プラン策定期と2年間のずれが生じておりますのを、次期の計画から1年のずれに修正するためのもので、第4期、次期のかみかわ教育創造プランからは5年間の計画とする予定です。

4ページを開けてください。全国学力・学習状況調査の分析から、神河町の小学生の93%、中学生の87%の子供たちが学校が楽しいと答えるなど、子供たちの学びを支える教育環境は比較的良好と言えます。しかし、一層の充実を図るために、4点の課題を上げました。1点目が、子供たちの自立する力の育成、2点目に、基礎的基本的な知識、技能を生活に活用する力、思考力でありますとか判断力、表現力などの育成でございます。3点目に、学校の組織力と教職員の資質、能力の向上、4点目に、学

びを支える環境の充実といたしました。

これらの課題解決のための基本構想を5ページにまとめております。

まず、学校（園）教育の推進では、学びに向かう力を高めるとして、基本方針1と2を示しております。社会教育の推進では、学びを広げる力を高めるとして、基本方針の3にまとめました。

第3期かみかわ教育創造プランの基本理念につきましては、6ページに示しておりますとおり、「ふるさとを愛し ころ豊かで 自立する 神河の人づくり」といたしました。第2期創造プランの基本理念を継承しつつ、「自立した」の表現を今回「自立する」といたしました。これは、第3期ひょうご教育創造プランの基本理念においても、子供たちが主体的、能動的に自立しようとする意思を育むことを一層意識して、それまで「自立した」であったものを「自立する」としたとしておりまして、本町でも子供たちが自立していく過程をより大切にしたいという思いから、このようにさせていただきました。副題につきましては、自立に向けて「夢や志を持ち、たくましく生きる力を育てる」といたしました。その下の目指す人物像では、目指すべき3つの人物像を上げ、目指す教育目標では、第2期創造プランの5項目に、豊かな心の育成とふるさと意識の一層の醸成を加え、6項目で構成いたしました。

以上、私からの基本的な部分につきましての説明を終わらせていただきます。7ページ以降につきましては、藤原教育課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。それでは、私から7ページ以降の具体的な取組の主なものについて御説明をさせていただきます。

7ページをお開きください。学校教育、社会教育、教育委員会活動について、教育方針、実践目標と、そして施策及び具体的取組と評価の基準を明記しております。

基本方針につきましては、県の創造プランに準じて、県と同じ構成とし、学校教育では、「生きる力」を育む教育の推進と、学びを支える環境の充実、社会教育では、人生100年を通じた学びの推進としております。

まず、学校教育の推進で、基本方針1、「生きる力」を育む教育の推進として、1、学びあう「確かな学力」の育成、2、支えあう「豊かな心」の育成、3、育みあう「健やかな体」の育成、4、兵庫型「キャリア教育」の推進、5、特別支援教育の充実、6、幼児期の教育の充実、7、ふるさと学習の推進の7つの実践目標を掲げ、それぞれ具体的な取組内容と評価の基準を示しています。

1、学びあう「確かな学力」の育成では、学習指導要領の改訂に伴い、新たな指導要領に基づき、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進してまいります。8ページをお願いいたします。家庭教育の充実、読書活動の推進の項目につきましては、特に町独自の取組として掲げ、強化を図ってまいります。9ページをお願いいたします。

情報活用能力の育成については、新学習指導要領に基づき、情報教育指導員を活用しながら、プログラミング教育の充実を図ってまいります。

2、支えあう「豊かな心」の育成では、ア、兵庫型の「体験教育」の推進を図ります。神河町独自の取組として、小学校1年生、4年生と中学校2年生での峰山高原スキー場を活用した冬の自然体験の実施について、引き続き取り組んでまいります。10ページをお願いいたします。道徳教育の推進では、特別の教科「道徳」として、また人権教育の推進、兵庫の防災教育の推進についても、新学習指導要領やそれぞれの計画、マニュアルに従い、推進を図ってまいります。

11ページをお願いいたします。3、育みあう「健やかな体」の育成については、体力、運動能力の向上の推進では、体力水準が高かった昭和60年の全国平均を上回ることができるよう努めてまいります。また、新型コロナウイルス感染症への対策等、危機管理対策の取組の強化を図ってまいります。

12ページでございます。4、兵庫型「キャリア教育」の推進については、体系的、系統的なキャリア教育の推進として、子供たちが社会に出た際に自立するために必要な職業人としての能力を身につけるよう取組を進めてまいります。

5、特別支援教育の推進については、個別の指導計画、個別の支援計画の作成、設備の充実など、切れ目のない支援を進めてまいります。

13ページをお願いいたします。6、幼児期の教育の充実については、幼児期における教育の質の向上では、幼小接続の研究実践の継続、幼稚園、保育所連携の推進等に取り組んでまいります。また、開かれた園づくりのため、情報発信の充実や家庭、地域との連携を強化してまいります。

14ページをお願いいたします。7、ふるさと学習の推進では、ふるさと意識を醸成する教育の推進、また、人々との触れ合いを通じて地域を大切に思う心の育成として、神河町の魅力を認識し、ふるさと神河に誇りを持つ教育の推進に努め、ふるさとを愛する子供たちの育成を図ってまいります。

15ページを御覧ください。基本方針2、子どもたちの学びを支える環境の充実では、(1)教職員の資質・実践的指導力の向上、(2)学校の組織力の強化、(3)修学環境の整備・充実、(4)家庭と地域と連携した教育の推進の4つの実践目標を掲げ、それぞれ具体的な取組内容と評価の基準を示しています。

(1)教職員の資質・実践的指導力の向上については、ア、質の高い教職員の育成、イ、教職員の働き方改革の推進として、全国規模で経験豊かな教員の大量退職に伴い、若い先生が多く採用されております。神河町も同じ状況になっております。ワーク・ライフ・バランスに配慮のある職場環境づくりに配慮し、教職員の働き方改革を推進して、教師が子供たちに向き合う時間の確保に努めるとともに、研修会の実施等により教員の指導力の向上を図ってまいります。

16ページをお願いいたします。(2)学校の組織力の向上について、ア、組織的、効率

的な学校運営を進める、イ、地域・家庭と連携したいじめ等問題行動・不登校への対応として、昨年度、神河町いじめ防止対策推進条例を策定いたしました。また、町のいじめ防止基本方針、各学校で作成しておりますいじめ防止基本方針に基づき、いじめの積極的な認知に努めるとともに、不登校の対策と併せて、組織全体で取り組んでまいります。

(3)修学環境の整備・充実については、ア、安全・安心な教育環境整備の推進として、施設設備の安全点検をしっかりと行うとともに、修繕等についてもしっかりと対応してまいります。イ、ICT等の先進的な学習基盤の整備については、新学習指導要領にあります主体的・対話的で深い学びの実現に向けてGIGAスクール構想の実現を図るため、国等の補助金を活用しながらICT環境の充実に努めてまいります。

17ページをお願いいたします。(4)家庭と地域と連携した教育の推進については、ア、家庭の教育力の向上では、町で作成した「家庭教育の手引き」を活用し、家庭での基本的な生活習慣や家庭学習の大切さの啓発をさらに努めてまいります。イ、「地域とともにある学校」づくりの推進では、オープンスクールやホームページなど開かれた学校づくりを推進するとともに、ふるさと学習などで地域の人たちに協力をいただき、地域全体で子供たちを育てる環境づくりを推進してまいります。

19ページからは社会教育の推進でございます。基本方針3、人生100年を通じた学びの推進として、(1)人権文化の根付くひと・まちづくりの推進、(2)主体的に生きるための学びと場の充実、(3)郷土の歴史や伝統文化に親しみと誇りを感じる心の醸成、(4)生涯を通じたスポーツ活動・交流の促進、(5)青少年健全育成の推進の5つの実践目標を掲げ、それぞれ具体的な取組内容と評価の基準を示しています。

(1)人権文化の根付くひと・まちづくりの推進については、引き続き、毎月の11日の「人権を確かめる日」における啓発チラシの配布や啓発のぼり旗の掲出、地区別人権教室の開催などに取り組んでまいります。(2)主体的に生きるための学びと場の充実については、成人ゼミナールや古文書教室、英会話教室など公民館事業の充実、また、公演事業、美術展、ロビー展の充実を図っていくとともに、社会教育施設の活用促進を図ってまいります。(3)郷土の歴史や伝統文化に親しみと誇りを感じる心の醸成については、ア、文化財の保存活用では、神河町歴史文化遺産保存活用地域計画に基づき、歴史文化遺産の保存、継承、活用の取組を推進します。また、町史編さん事業の推進を図ってまいります。(4)生涯を通じたスポーツ活動・交流の促進については、各種大会の開催や、体育協会、スポーツクラブ、青少年育成団体等との連携を深め、スポーツの推進を図ります。(5)青少年健全育成の推進については、関係機関と連携を強化し、各種事業の展開を図り、青少年健全育成に努めてまいります。

23ページを御覧ください。教育委員会活動の推進について、取組内容を掲げています。

最後に、24ページには、計画の策定に当たりまして、記載のとおり、神河町教育基

本計画策定委員で構成する神河町教育基本計画策定委員会において、記載のとおり、合計3回の会議と神河町総合教育会議において協議を行っていただきました。なお、この計画を基に毎年度、その年の具体的な取組内容を示す「かみかわの教育」という冊子を作成しております。年度当初に町内の教職員に配付、説明することで、教職員全体で共有し、目標の達成に向けて実践してまいります。

以上が取組の内容でございます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第6 承認第5号

○議長（廣納 良幸君） 日程第6、承認第5号、神河町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定の件を議題といたします。

承認第5号に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 承認第5号の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本承認は、神河町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定の件でございます。

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に定める市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項に定める市町村介護保険事業計画に基づき策定しております。

また、本計画は、現在の高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画が令和3年3月末をもって期間満了となることから、第2次神河町長期総合計画の基本目標、6本柱の一つでもある「安心して暮らせる環境をつくる」を実現するため、1つ、高齢者福祉・介護サービスが充実したまち、2つ、高齢者が安心して暮らせるまち、3つ、高齢者一人ひとりが自立し、住み慣れた地域で安心していきいきと生活を送ることができるまちの3つの目指す将来像を具体化するために、高齢者福祉の基本的な考え方及び介護保険事業の円滑な運営を行うための施策を示すものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。神河町議会基本条例第14条の規定により、議会の承認を求めます。

詳細につきましては、健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。承認第5号の詳細について御説明申し上げます。

我が国では、少子高齢化が急速に進行し、戦後に生まれた団塊の世代が全て後期高齢者となる令和7年、2025年には国民の5人に1人が75歳以上となると予想され、

世界に例のない超高齢社会を迎えます。また、昭和から平成、令和へと時代が変わり、少子化、核家族化、夫婦共働き等により社会や家族の在り方が急速に変化しています。このような超高齢化社会と高齢者を支えてきた家族を取り巻く状況の変化から、平成12年度に高齢者を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度がスタートし、21年が経過しました。

さて、高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づき高齢者に対する福祉の措置の実施等に関する計画を定めるものであり、介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、本町における要介護者や要支援者の人数、介護サービスの利用者数等を勘案し必要なサービス量を見込み、これらのサービスを提供する体制を確保するなど、介護保険事業の円滑な実施に関する事項を定めるものでございます。

本計画策定に際しましては、新型コロナウイルス感染症の影響により策定委員会のスタートが遅れ、第1回目の策定委員会は昨年9月14日に行い、その後、1,797人に対しアンケート調査を実施し、集計の後、12月25日、2月4日に第2回、第3回の策定委員会を実施しました。策定委員会には、町議会議員を代表しての小島義次議員様をはじめ14名の委員様の皆様に御参画をいただき、貴重な御意見、御提言をいただきながら、本日御説明をさせていただきます神河町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画案を策定することができました。

それでは、計画書案に沿って御説明をさせていただきます。

1ページを御覧ください。先ほど説明をさせていただきました計画策定の趣旨を記載しております。

2ページを御覧ください。国の社会保障審議会介護保険部会では、第8期計画の重点的な取り組むべき事項として、1、介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）、2、保険者機能の強化（地域の特性に応じたつながりの強化・マネジメント機能の強化）、3、地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）、4、認知症「共生」・「予防」の推進、5、持続可能な制度の再構築・介護現場の革新と5つを掲げています。

3ページを御覧ください。介護保険制度の主な改正内容として、下記7つの充実が示されています。(1)の2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備から(7)の災害や感染症対策に係る体制整備です。

6ページを御覧ください。計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年です。

8ページを御覧ください。平成28年から令和22年までの実績値と推計値を記載しております。町の人口は減少し続けるものの、75歳以上の後期高齢者の数は令和7年まで増え続けていく見込みとなっております。

10ページを御覧ください。要支援・要介護認定者の推移ですが、令和2年9月末現在792人となっており、増加傾向です。11ページの認定率は、兵庫県平均が20%

ですが、神河町は19.4%と平均を下回っていますが、認知症高齢者の数は年々増加しております。兵庫県の平均を下回っている要因としては、各地域でのミニデイ、サロン、健康体操などの取組や支え合い、また、ボランティアの皆様による介護予防教室の実施、町ぐるみ健診受診率アップによる病気の早期発見、早期治療等が要因と考えられます。

12ページを御覧ください。アンケート調査結果の抜粋を記載しておりますので御覧おきいただきたいと思えます。

少しページが飛びますが、25ページを御覧ください。今期計画の基本理念を「共に支える 安心・健康・いきいき かみかわ」とさせていただきました。その基本理念に基づき、26、27ページの6つの基本目標を設定いたしました。1つは、高齢、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域包括ケアシステムの深化、2つ目は、高齢者が豊富な知識や経験を生かしながら、自らが支える側になって活躍する生涯活躍の推進、3つ目が、自立支援のための効率的な介護予防の取組を進める自立支援・重度化防止の推進、4つ目が、認知症への地域の理解を深め、地域で暮らす認知症の人、本人とともに普及啓発を図る認知症施策の推進、5つ目が、地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上を図る多様な人材の確保、6つ目が、バリアフリーやノーマライゼーションの理念に基づく、安心して暮らせる住まいの確保を掲げています。

30ページを御覧ください。先ほどの6つの基本理念について具体的な取組内容を示しております。地域包括ケアシステムの深化については、地域包括ケアシステムの推進として、地域ケア会議の充実や地域包括支援センターの機能強化について、32ページでは医療介護の連携強化の取組内容について、34ページでは、見守り・支え合いの地域づくりとしてネットワーク会議の設置と具体的なネットワークの内容を、36ページでは介護サービスの充実強化の取組内容と、37ページでは生活支援サービスの充実として取組内容を記載しております。

少しページ飛びますが、42ページを御覧ください。2、生涯活躍の推進では老人クラブ活動の拡充・強化を、また、43ページでは生涯学習活動の推進、44ページでは多様な就労・社会参加の促進を、また、元気なうちからの終活の推進を記載しております。

45ページの自立支援・重度化防止の推進につきましては、公立神崎総合病院やケアステーションかんざきを活用した地域リハビリテーション活動支援事業の推進を、46ページでは、自立支援に資するケアマネジメントの推進の取組について、47ページでは、要支援認定者及びチェックリストによる該当者に対する介護予防・日常生活支援総合事業の充実を、48ページでは、ミニデイをはじめとした地域での主体的な介護予防活動の支援と活性化を、49ページでは、地区巡回健康教室やこつこつ貯筋教室などの介護予防の推進について記載をしております。

52ページを御覧いただきたいと思えます。認知症施策の推進につきましては、正し

い理解を促すための周知・啓発の推進及び本人発信支援として、若い世代から幅広く認知症サポーターを養成をいたします。53ページでは、タッチパネルやチェックリストを活用して認知症予防・早期支援の取組を行います。54ページでは、介護負担のかかる家族支援も含め、認知症の人とその家族が集える場の充実を、55ページでは、認知症見守り体制の整備、若年性認知症支援の推進、権利擁護事業の推進の取組を記載しております。

57ページを御覧ください。多様な人材の確保では、外国人研修生や介護ロボット等も含めた介護人材の確保、また、多様な主体によるサービス提供とボランティアの養成、福祉教育の推進を掲げております。

59ページを御覧ください。安心して暮らせる住まいの確保においては、養護老人ホームやサービスつき高齢者向け住宅など、需給バランスに留意します。60ページでは、免許自主返納など交通安全・事故防止対策や災害対策の推進を、61ページでは、公共交通機関の確保やバリアフリーの推進について記載をしております。

62ページを御覧ください。介護保険サービスの見込みにつきましては、ここに記載しておりますように、人口推計、要介護等認定者数の推計、サービス利用者数の推計、サービス事業量の推計により介護保険給付費の推計を算出・算定しております。63ページでは高齢者人口と認定者数の推移を示しております。64ページからは各サービスごとの利用回数、利用人数を記載しております。

ページは飛びますが、80ページを御覧いただきたいと思います。80ページから85ページにつきましては、神河町介護保険条例の一部改正で説明しておりますので省略させていただきたいと思います。

86ページを御覧ください。最後に、計画の推進体制については、庁内の連携や関係団体、事業者等との連携を効果的に図ります。87ページではPDCAサイクルに基づく進行管理と、いろいろな媒体を使っての情報発信に努めてまいります。88ページに評価指標として、介護予防・重度化防止の推進として、通いの場の設置数を増やします。また、介護給付の適正化の推進として、ケアプランの点検実施を行いたいと思います。

なお、承認後、介護保険サービスのパンフレットの作成と町ホームページへの掲載を行う予定にしております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第7 承認第6号

○議長（廣納 良幸君） 日程第7、承認第6号、神河町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定の件を議題といたします。

承認第6号に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 承認第6号の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本承認は、神河町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定の件でございます。

障害福祉計画、障害児福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として、また児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画として策定しております。

また、本計画は、現在の第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画が令和3年3月末をもって期間満了となることから、第2次神河町長期総合計画の基本目標、6本柱の一つでもある「安心して暮らせる環境をつくる」を実現するため、1、障がいのある人も暮らしやすいまち、2、地域で支え、ともに暮らせるまちの2つの目指す将来像を具体化するための障害者福祉の基本的な考え方及び施策を示すものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。神河町議会基本条例第14条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。承認第6号の詳細について御説明申し上げます。

住み慣れた神河町で、障害のある方が地域の中で人格と個性を尊重され、障害の有無にかかわらず、お互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会、共生社会の実現を目指す必要があります。平成30年3月に策定しました神河町障害者計画の基本理念である「地域での支えあいにより共に生きるまち かみかわ」の下、全ての障害のある人が地域で安心して生活できるよう、総合的な支援を推進しているところでございます。

また、同時に神河町第5期障害福祉計画と第1期障害児福祉計画を策定しましたが、これらの2つの計画期間が令和2年度末で終了することから、これまでの障害福祉施策の取組の実績を評価、検証し、多様化する障害者や障害児、その家族のニーズに対応するとともに、法制度の変化に的確に対応し、障害者及び障害児が地域の中で人格と個性を尊重され、障害の有無にかかわらず、お互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる共生社会の実現に向けて、新たに神河町第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画を作成するものでございます。

本計画策定に際しましては、識見を有する方として町議会議員、民生委員からそれぞれ1名ずつ、福祉施設関係者4名、障害者の代表1名、介護者の代表2名、町社会福祉協議会代表1名、町職員2名の合計12名の方に第6期障害福祉計画、第2期障害児福

社計画策定委員に委嘱をさせていただきました。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、スタートが遅れましたが、9月、11月、12月、1月と計4回の策定委員会を開催させていただき、前期計画をPDCAサイクルにより検証を行いながら、各委員の皆様から様々な御意見、御提言を頂戴し、新たな計画策定を行うことができました。また、各障害者団体に対してヒアリング調査を実施し、実際の困り事や今後必要になるであろう施策等について貴重な御意見等をいただきました。

それでは、計画書の説明をいたします。

1ページを御覧ください。計画策定の趣旨につきましては先ほど説明をさせていただきましたとおりです。計画の位置づけにつきましては、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として神河町第6期障害福祉計画を、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画としての神河町第2期障害児福祉計画を一体的に策定しました。

3ページを御覧ください。計画の期間は令和3年度から令和5年度までの3か年です。

4ページを御覧ください。計画の対象者は、手帳の有無にかかわらず障害、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの制限を受ける状態にある人をいい、日常生活また社会生活を営む上で障壁となるような物事、制度、慣行、観念についても計画の対象としております。

次に、5ページから10ページにかけて、前期計画の目標値と実績見込み値を載せております。目標値と実績見込み値に差異があるものについて説明をいたします。

6ページを御覧ください。訪問系サービスの居宅介護につきましては、利用時間、利用者数とも伸びておりません。御苦労されながら家族内介護を続けられているものと思います。日中活動系サービスにつきましても、生活介護、就労継続支援A型及び短期入所につきましては、新規事業所が設立されたため利用者増を想定しておりましたが、結果として伸びていない状況であります。

8ページを御覧ください。障害児通所支援等のうち、児童発達支援は小学校就学前の児童が利用するものですが、見込み値を下回っております。一方、放課後等デイサービスにつきましては、ケアステーションかんざきを中心に利用者が増加しております。

9ページを御覧ください。地域生活支援事業のうち、手話通訳者、要約筆記派遣事業につきましては、利用者は増えていない状況ではありますが、健康福祉課職員に手話通訳者がいるため、この派遣事業を利用せずに、その職員が業務として手話通訳を行っているためであります。

11ページを御覧ください。第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方を明記しております。本計画の基本理念として、「地域で支え、ともに暮らせるまち かみかわ」と定め、全ての町民にノーマライゼーションの考えを浸透させ、全ての障害のある方が地域で安心して生活できるよう、総合的に支援します。

また、基本理念の実現に向けて、以下の基本目標を設定いたしました。1つ目は、障害のある人が地域で暮らしていくためには支えてくれる人材や仕組みが必要であることから、地域福祉力の向上と人材育成を、2つ目が、身近な地域で必要な情報や相談支援を受けることができる体制を充実し、一人一人のニーズを把握し、ニーズに応じた個別指導を行うことが重要であることから、相談支援体制の充実を、3つ目は、施設、病院等から地域へ移行した場合でも、安心して地域で生活できるよう、地域定着支援を行うための環境を整備していく必要があることから、地域生活への移行、継続の支援体制の充実を、4つ目として、障害のある方が地域で自立した生活をしていくために就労することは大変重要であることから、就労支援体制の充実を、5つ目として、障害のある子供にとって早期から専門的な支援を受けることは、その子の持つ能力を最大限に伸ばすために不可欠なものです。そのために、医療、保健、福祉、教育など様々な機関が連携し子供と親を支えていくことが重要であることから、障害児支援体制の充実を設定しました。6つ目として、親亡き後も地域で安心して暮らしていけるよう、サポートを受け、安全で安心して暮らせるグループホームなどの住まいの確保や日中活動の場をはじめとした障害福祉サービスの充実が必要であることから、親亡き後の支援体制の充実を、7つ目として、障害のある人の意思決定及び意思決定支援をしっかりと進め、障害のある人の固有の尊厳を尊重していくことが重要であることから、権利擁護の推進を、最後、8つ目として、兵庫県福祉のまちづくり条例や人生いきいき住宅助成事業の活用や、避難行動要支援者名簿への登載など、安全安心なまちづくりが重要であることから、安全なまちづくりの推進を、以上8つを基本目標としております。

16ページを御覧ください。16ページから19ページにおいては成果目標を示しております。国の指針に対する神河町の取組目標を示しております。特に、17ページの(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実の中で、相談支援をつかさどる基幹相談支援センターの設置については、令和3年度中に設置に向けて調整を行っています。

20ページを御覧ください。障害福祉サービス等の見込み量を20ページから39ページにかけて記載をしております。この見込み量に関しては、これまでの実績値と今後の対象者見込み数とを換算し算定をしております。

21ページを御覧ください。表の最上段、居宅介護については、昨年の増加状況等を勘案し見込み量を立てています。

22ページを御覧ください。中段の表、生活介護においては、社会福祉協議会が立ち上げられた「ひと花」で生活介護サービスを実施されているため、増加が見込まれます。

24ページを御覧ください。就労継続支援A型については、昨年新たに「かみかわ倶楽部」が立ち上がりましたので見込み量を増やしております。また、就労継続支援B型についても、「ひと花」と「かみかわ倶楽部」が立ち上がりましたので、見込み量を増やしております。

26ページを御覧ください。短期入所につきましては、昨年グループホーム「ふれん

ど」が開設されたことから、利用者の増を見込んでおります。

30ページを御覧ください。下の表の放課後等デイサービスについては、障害児の数が増えていることから、見込み量、増としております。

34ページを御覧ください。上の表で、基幹相談支援センターと基幹相談支援センター等機能強化事業につきましては、新たに令和3年度中に立ち上げる予定で現在調整をしております。

36ページを御覧ください。上の表の手話奉仕員養成研修事業につきましては、令和2年度に神崎郡3町で入門編を実施しましたが、令和3年度では基礎編を実施する予定をしております。

40ページを御覧ください。計画の推進体制については、障害福祉の分野にとどまらず、保健、医療、教育、生活環境、人権などの関連分野との連携が不可欠であることから、庁内横断的な相互連携が必要です。また、障害者団体や特別支援学校などの関係機関との連携、近隣市町との連携、国、県等の動向や連携が必要となります。進行管理については、PDCAサイクルに基づき、計画策定、施策の実施、評価、改善を行います。

最後に、情報発信として、広報、ホームページ、防災行政無線等の媒体を通して、積極的な情報発信、広報活動を行ってまいります。

なお、最後のページに中播磨地区でのサービスを利用している事業者の一覧をつけております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については 第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

○議長（廣納 良幸君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日3月4日午前9時再開といたします。

本日はこれにて散会といたします。御苦勞さまでした。

午後5時21分散会
